

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和3年3月

保護課

目 次

重点事項

第1 生活保護制度について	1
---------------	---

連絡事項

第1 生活保護制度の適正な実施等について	
1 生活保護の動向について	12
2 面接時の適切な対応について	12
3 扶養照会に係る留意事項について	13
4 現下の状況に対応した保護の実施について	15
5 住宅扶助の代理納付の活用について	17
6 金融機関、生命保険会社等に対する資産調査について	20
7 認知症等により判断能力が不十分な方に法第63条の適用を前提に保護を開始する場合の取扱いについて	22
8 一時扶助における家具什器費の見直しについて	22
9 学習支援費の実費支給について	23
10 依存症対策について	24
11 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について	25
12 令和元年度及び2年度の地方からの提案等に関する対応方針について	26
13 日本年金機構との情報連携について	28
第2 就労・自立支援の充実について	
1 就労支援事業の実施について	29
2 生活保護世帯の子どもに対する進学等の支援について	35
3 生活保護世帯に対する家計改善支援について	39
4 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について	39
第3 医療扶助の適正化・健康管理支援等について	
1 医療扶助のオンライン資格確認の導入について	41
2 被保護者健康管理支援事業について	43
3 頻回受診の適正化について	45
4 子どもとその養育者への健康生活支援について	46
5 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について	46
6 後発医薬品の原則使用について	47
7 施術に係る医療扶助の適正な給付について	47
8 通院移送費の適正な給付の徹底について	49
9 その他	49

第4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について	
1 無料低額宿泊所の届出の推進について	51
2 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設への指導について	52
3 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設にかかる住宅扶助の取扱い	52
4 無料低額宿泊所の入居者等への居宅生活移行への支援について	53
5 日常生活支援住居施設の管理者等への研修の実施	53
6 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の施設整備費補助	54
7 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等における防火安全対策	54
第5 保護施設の適切な運営等について	
1 保護施設等における感染拡大防止対策への支援	56
2 保護施設等関係予算について	57
3 保護施設の整備について	58
4 保護施設事務費における感染拡大防止対策	59
5 社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品等の確保について	60
6 予算執行調査について	61
7 保護施設入所者に対する福祉事務所の適切な関与	62
8 救護施設等入所者の居宅生活への移行の取り組みの推進	62
9 社会福祉施設等の水害・土砂災害対策等の徹底について	62
10 防火安全対策の徹底について	65
11 インフラ老朽化対策の推進について	65
12 福祉サービス第三者評価事業の推進について	66
13 保護施設における会計検査院の指摘	67
第6 地方自治体の体制整備等について	
1 生活保護のケースワーカーについて	68
2 地方自治体におけるシステム標準化について	68
第7 令和3年度の生活保護基準について	
1 令和3年度の生活扶助基準について	70
2 その他の扶助・加算について	70
第8 生活保護関係予算について	
1 生活保護費等負担金について	72
2 生活保護関係事業について	73
第9 生活保護関係調査等について	
1 令和3年度生活保護関係調査の実施について	74
2 統計法及び提出期限の厳守について	77

参考資料

1 生活保護の動向	78
2 平成28年7月に保護を開始した世帯に係る、扶養能力調査の状況	82
3 面接相談、申請処理業務の負担軽減、オンライン化に係るアンケート調査	84
4 (事務連絡)緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について	89
5 (事務連絡)現下の状況における適切な保護の実施について	102
6 (事務連絡)保護の要否判定等における弾力的な運用について	106
7 (事務連絡)現下の状況における、住宅扶助基準を上回る家賃の住居に居住する 要保護者に対する転居に係る指導の取扱いについて	112
8 生活保護の住宅扶助における代理納付について	121
9 就労支援等に係る参考資料	121
10 医療扶助のオンライン資格確認に係る参考資料	123
11 医療扶助の健康管理支援・適正化に係る参考資料	133
12 医療扶助の動向	161
13 介護扶助の動向	172
14 無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設・保護施設に係る参考資料	175
15 (事務連絡)介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について	188
16 システム標準化に係る参考資料	191
17 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移	195

重 点 事 项

生活保護制度について

(1) 現状・課題

- 令和2年12月時点の生活保護受給者数は約205万人、生活保護受給世帯は約164万世帯となっており、高齢者世帯が全体の55%と半数以上を占めている。生活保護の新規の申請件数は、前年同月比で見ると、4月は2割強と大きく増加した後、5月～8月は減少が続いていたが、9月～12月は増加が続いている。
生活保護費負担金(事業費ベース)は、3.8兆円(令和3年度当初予算案)。
- 医療扶助におけるオンライン資格確認に向けた対応が求められている。
 - ・医療保険制度において、令和3年3月から個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行。
 - ・新デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)において、令和5年度中の実施に向け、医療扶助についても検討を進める旨記載。
 - ・昨年、「医療扶助に関する検討会」(座長:尾形裕也九州大学名誉教授)を開催し、導入に向けた方向性をとりまとめ。(令和2年11月30日)
- 平成30年6月に公布された生活保護法の改正等により、「被保護者健康管理支援事業」が創設され、令和3年1月施行。

(2) 令和3年度の取組

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を踏まえた、適切な保護の運用に係る周知徹底等に取り組む。
- 医療扶助に関する検討会や部会における、オンライン資格確認導入についての方向性を踏まえ、本年の通常国会に提出された「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」において、生活保護法の改正案を盛り込んでいる。
- データに基づいた生活習慣病の予防等を行う「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化されたことから、円滑に実施するために必要な経費を確保することとしている。

(3) 依頼・連絡事項

- 新型コロナウイルスの影響を踏まえ、保護の申請権の確保等の適切な運用についての一層の指導等や、保護施設等における感染拡大防止の徹底、生活困窮者及び生活保護受給者の住まいの確保の取組の推進をお願いしたい。
- **令和5年度中の医療扶助のオンライン資格確認の導入**に向け、今後、具体的な運用の在り方や必要なシステム改修等について検討の上、順次お示ししていくこととしている。
- 令和3年1月から必須事業化された「被保護者健康管理支援事業」が**全ての福祉事務所で着実に実施されるよう、指導をお願いするとともに、頻回受診対策等、更なる医療扶助の適正化に向けて、引き続きご協力をお願いしたい。**
- 次の生活保護基準検証に向け、令和3年度に社会保障審議会生活保護基準部会を再開予定。部会において、現在開催中の検討会における報告を踏まえた検証手法の検討や、級地の指定に係る検討などを予定(検証結果は令和5年度以降の改定に反映)。

生活保護の最近の状況

■生活保護受給者数

	令和2年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
生活保護受給者数(万人)	206.9	206.4	206.7	206.0	205.8	205.6	205.4	205.0	204.9	205.0	204.9	205.0
対前年同月比(%)	▲1.2	▲1.2	▲1.1	▲1.0	▲1.0	▲1.0	▲1.2	▲1.2	▲1.1	▲1.2	▲1.1	▲1.0
対前月比(%)	▲0.1	▲0.2	0.1	▲0.3	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.2	▲0.03	0.02	▲0.1	0.1

■生活保護受給世帯数

	令和2年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
生活保護受給世帯数(万世帯)	163.6	163.3	163.5	163.5	163.6	163.7	163.7	163.5	163.6	163.7	163.6	163.8
対前年同月比(%)	▲0.1	▲0.2	▲0.1	0.01	0.1	0.1	▲0.03	▲0.1	0.002	▲0.1	▲0.03	0.1
対前月比(%)	▲0.1	▲0.2	0.1	▲0.04	0.1	0.02	0.01	▲0.1	0.02	0.1	▲0.02	0.1

■保護の申請件数

	令和2年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
保護の申請件数	18,720	16,115	21,030	21,486	17,981	17,190	19,650	17,451	18,998	18,621	19,072	17,308
対前年同月比(%)	1.2	▲3.5	7.4	24.9	▲9.7	▲4.4	▲11.1	▲4.1	1.7	1.8	2.7	6.5
対前月比(%)	15.2	▲13.9	30.5	2.2	▲16.3	▲4.4	14.3	▲11.2	8.9	▲2.0	2.4	▲9.2

■保護開始世帯数(決定件数)

	令和2年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
保護開始世帯数	14,859	15,043	18,713	19,362	16,906	15,142	16,036	14,766	16,613	16,928	16,905	17,272
対前年同月比(%)	0.7	▲3.2	6.4	14.9	7.5	▲6.3	▲14.5	▲7.8	3.6	▲3.4	2.6	4.0
対前月比(%)	▲10.5	1.2	24.4	3.5	▲12.7	▲10.4	5.9	▲7.9	12.5	1.9	▲0.1	2.2

※令和2年4月以降は速報値、資料:「被保護者調査(月次調査)」(厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症対策に関連した生活保護の一連の対応について

1. 申請権の侵害の防止、速やかな保護決定等

申請権侵害の防止、速やかな保護決定等

- 自立相談支援機関で生活保護が必要とされる者を福祉事務所につながる等の緊密な連携
- 面接時の適切な対応（申請権を侵害しないこと）、速やかな保護決定
- 居住地がない者に対する現在地での保護の徹底
- 福祉事務所の面接相談業務や保護決定までの手続きの事務の補助を行う臨時職員の雇い上げ費用を補助（第二次・第三次補正予算）
- 地方創生臨時交付金を利用した事業として、休日開所や業務のデジタル化等の取組を行うことが可能である旨を周知

感染防止への配慮

- ・申請時、対面は最小限の時間とし、その他は電話等による聴取 ・対人距離の確保、マスク着用等の感染防止 ・待機場所での感染拡大の防止への配慮、等を依頼
- 最低年2回としている訪問調査の延期等（この場合、電話等で状況を確認）が可能と周知

一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援

- 民間宿泊所、ビジネスホテル等の確保を依頼。保護施設等への入所が必要な方については、施設入所を行う等の対応を周知。無料低額宿泊所等への入居について、やむを得ない場合を除き、個室への入居の促進を依頼。
- 生活に困窮し住まいを失った方等に対し、アパート等の居室確保や定着支援を行い安定した住まいの確保を推進（第二次補正予算）
- やむを得ず一時的に民間宿泊所等を利用して生活保護が開始された場合、転居後の一般住宅等（アパート等）の住宅扶助費とは別に、住宅扶助基準の特別基準の限度額内で、一時的な宿泊料等を支給可。
- 就労支援等の補助業務を行う事務員増、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた就労支援の強化（第三次補正予算）

2. 弾力的な運用の周知

保護の要否判定等の弾力的な運用

- 求職活動が困難等のやむを得ない場合は、稼働能力活用の判断を留保（活用していない場合も保護受給可能）。
- 一時的な収入減少で保護が必要となる場合で、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられるときの柔軟な対応に係る留意点を通知
 - ・通勤用自動車の保有
 - ・自営業者等の転職指導等を行わないこと

学校教育における対応

- 緊急事態措置区域外も含め、小学校等が臨時休業となった場合に、臨時休業期間中の学校給食費に相当する額が生活保護受給者の手元にわたるよう対応。
- オンライン学習等のICT教育に係る通信費を教材費として支給

医療扶助における医療券方式の取扱い

- 医療券入手のために福祉事務所を訪問せずに受診できるように取扱い。

特別定額給付金等の収入認定除外

- 特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金（基礎給付）について、収入認定から除外（受給者の手元に残す）。

※令和2年4月に無料低額宿泊所の規制強化。原則、個室だが3年間の経過措置期間中。

3. 保護施設、無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む。）における対応

事業実施体制

- 保護施設について、人員・設備基準等の柔軟な対応を周知。できる限りの支援を行った場合は措置費の対象。無利子・無担保の融資対象（福祉医療機構）。

感染症拡大防止対策

- 入居者、職員用のマスクや消毒エタノールを優先配布するとともに、「3密」を避ける等の感染症拡大防止の取組を依頼。
- 消毒液等衛生用品等の購入、消毒の実施等の衛生環境改善、パーテーションの設置等への補助（第一・二次・第三次補正予算）
- 保護施設及び無料低額宿泊所の個室化、感染予防マニュアルの作成等事業継続・再開に向けた各種取組への費用補助（第一・二次・第三次補正予算）
- 無料低額宿泊所について、個室利用、衛生管理体制の整った居室の利用等の促進を周知、感染者が発生した場合に一時的に待避する居所の確保に係る経費等の補助（第一・二次・第三次補正予算）
- 保護施設等において、新規入所者等の健康観察のための一時滞在場所の確保等を支援（施設事務費特別基準）
- 救護施設の職員への慰労金を補助（第二次補正予算）

保護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等

令和元年度予算
（生活困窮者補助金）

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援
 - ・衛生用品（マスク、消毒液等）の緊急調達
 - ・衛生環境改善（施設内消毒等）
 - ・感染予防等の広報・啓発（障害を抱える施設利用者への資料（点字等）作成）

令和2年度第1次補正予算
（生活困窮者補助金）

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援（継続）

令和2年度第1次補正予算
（社会福祉施設等施設整備補助金）

- 1 保護施設、無料低額宿泊所の個室化改修をメニューに追加

令和2年度第2次補正予算
（生活困窮者補助金）

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援（継続）
- 2 救護施設職員への慰労金支給
- 3 保護施設等の事業継続支援等
 - ・保護施設でのかかりまし経費（追加人件費、職員個人購入衛生用品、行政検査が受けられない場合の検査費用等）支援
 - ・自治体が実施する感染予防研修、マニュアル、事業継続計画（BCP）の作成
- 4 生活困窮者等の住まい対策（居宅生活移行緊急支援事業）

保護施設事務費
（生活保護費負担金）

【次の経費に特別基準を設定】

- 1 救護施設及び更生施設における施設外での一時的な見守り支援にかかる経費（見守りのための居室確保等費用、非常勤職員等の雇上費用）
- 2 保護施設が実施する感染予防研修、マニュアル、事業継続計画（BCP）の作成にかかる経費

令和2年度第3次補正予算
（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援、事業継続支援等（継続）
- 2 保護決定等体制強化事業（就労支援等の補助業務を行う事務員増による対応）

令和3年度当初予算案

- 1 生活困窮者等の住まい対策（居住不安定者等居宅生活移行支援事業）（居宅生活移行総合支援事業の拡充）

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の創設

【要旨】

令和2年度 第三次補正予算:140億円

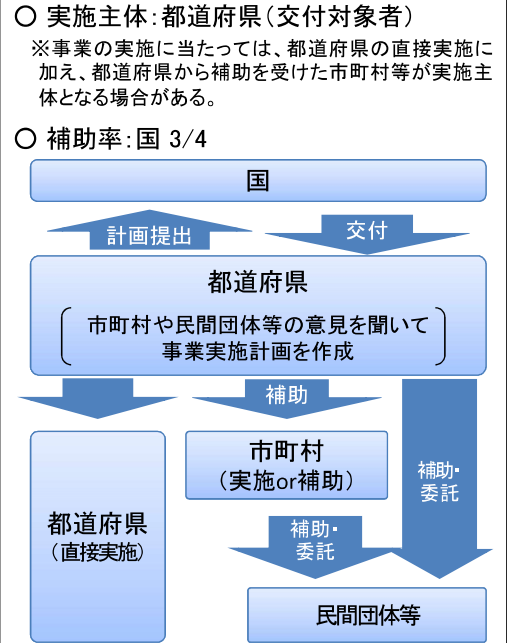
- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々を対象とする生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県を中心とした取組を包括的に支援する。

【事業内容】

1. 感染症対策の徹底
 - 保護施設等における衛生管理体制の確保
 - ▶ 感染症対策に要する衛生用品購入 ▶ 感染者発生時の消毒対応
 - ▶ 感染が懸念される入所者の一時的な居所確保 等
2. 生活や住まい等に関する支援の強化
 - 福祉事務所や自立相談支援機関における相談支援体制の強化
 - 生活困窮者自立支援の機能強化
 - ▶ 家計改善支援員による改善指導の強化
 - ▶ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援、一時的な居所確保の強化 等
 - ひきこもり当事者・経験者による相談支援の推進
 - 自殺相談体制、自殺予防に関する人材養成・普及啓発の強化
3. 非対面方式による支援環境の整備
 - ICT等を活用した就労支援メニューの開発・機器整備
 - 子どもの学習・生活支援の遠隔実施の環境整備

等

【事業スキーム】



保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

令和2年度 第三次補正予算
 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内数

事業概要

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販売からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞り場所確保、事業継続に向けた各種取組に必要な費用を補助する。

事業内容

保護施設等の衛生管理体制確保支援

1. 衛生用品等の緊急調達

保護施設等における感染予防に必要な消毒液等について、都道府県等が、保護施設等へ配布するため卸・販売から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用を補助する。
 また、無料低額宿泊所等において、感染予防のため多人数居室にパーティションを設置し個人のスペースを区切る対応へ補助する。

2. 衛生環境改善事業

保護施設等において感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のための消毒の実施に必要な費用について補助する。

3. 入所者・利用者への感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が、障害を抱える入所者・利用者等にも行き渡るよう、広報・啓発資料作成に必要な費用について補助する。

4. 無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞り場所確保事業

主に多人数居室での集団感染を防ぐため、感染が懸念される入所者の一時的な居所の確保、必要な見守り等の支援に必要な費用について補助する。

5. 事業継続に向けた各種取組支援

保護施設等職員のための相談窓口設置、感染予防マニュアルの作成、メンタルヘルス、事業継続計画(BCP)の作成等、施設職員が安心して職務に従事するための取組への支援について補助する。

事業スキーム等



保護決定等体制強化事業

令和2年度 第三次補正予算
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内数

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び保護の決定の件数の増加に対応するため、必要な方へ必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所における保護決定等の体制の強化を図る。

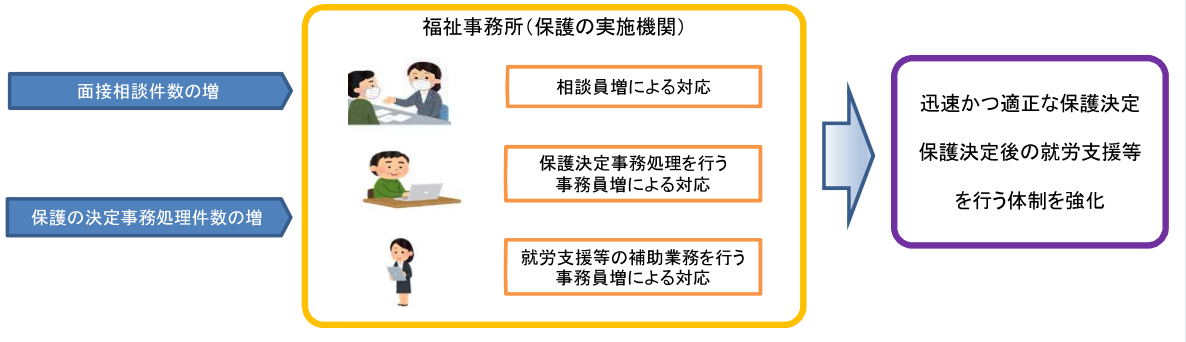
事業の必要性

生活保護制度は最後のセーフティネットであり、福祉事務所には生活保護を必要とする方へ迅速かつ適正な決定を実施する責務がある。今般の新型コロナ感染症拡大時には、生活保護を利用する者の急激な増加や雇用環境の悪化の影響により、相談、申請及び保護の決定などの件数の更なる増加も見込まれ、さらには保護決定後の就労支援等、福祉事務所が処理すべき業務量も増大することになる。このような状況に対応するためには、福祉事務所の面接相談から保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの一連の業務を担う人員の配置を充実する必要がある。

事業内容

福祉事務所が行う以下の業務に従事する非常勤職員の雇い上げ費用に対する補助を行う。

- ・要保護者に対する面接相談業務
- ・保護の決定事務処理、就労支援等の補助業務



救護施設等への新規入所者等にかかる一時滞在場所の確保等の支援

事業概要

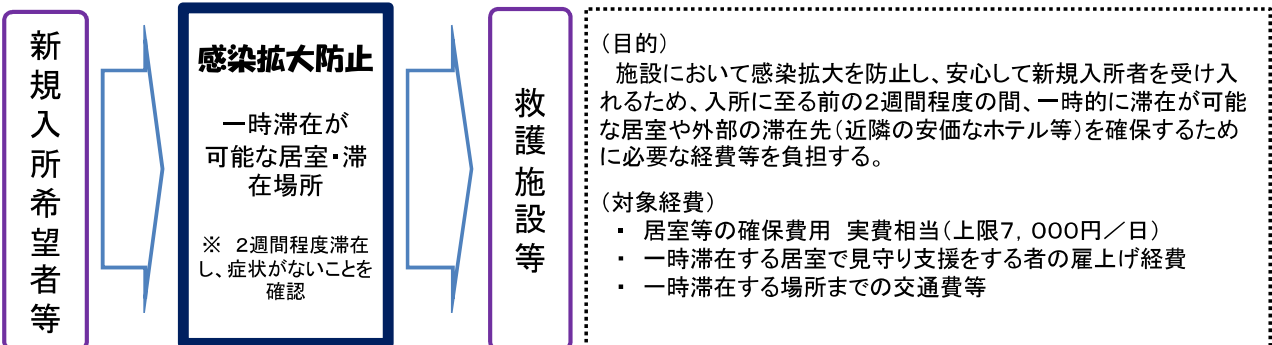
令和3年度予算案(保護施設事務費)

救護施設等への新規入所を希望する者等について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一定期間滞在場所を確保するとともに、見守りを支援する場合にかかる経費を負担する。

また、施設の事業継続計画(BCP)の策定、救護施設等職員の感染症予防等研修にかかる経費等を負担する。

事業内容

(1) 救護施設等への新規入所者等の一時滞在場所の確保・見守り支援



(2) 救護施設等職員の感染症予防等研修

施設の事業継続計画(BCP)の策定、施設内での感染を未然に防止するために必要な知識・ノウハウを救護施設等職員が習得するための研修の実施にかかる経費等を負担する。

保護施設事務費の加算措置(負担率3/4)

無料低額宿泊所における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

事業概要

令和2年度当初予算、1次補正予算、2次補正予算、3次補正予算

新型コロナウイルス感染拡大防止及び居室環境の改善の観点から、無料低額宿泊所について、多人数居室の個室化を図る。合わせて、マスク・消毒用エタノール等衛生用品緊急調達、入所者等への感染予防啓発、一時的な居所の確保、職員への研修等事業継続の取組への補助を実施。

事業内容

1. 多人数居室の個室化

(1) 補助限度額

原則として総事業費30万円以上1,000万円以内のもの

(2) 負担割合

国1/2、自治体1/4、事業者1/4（都道府県・指定都市・中核市を通じた間接補助）

※ 障害保健福祉部（社会福祉施設等施設整備費補助金）において計上

2. 無料低額宿泊所におけるその他の支援

（令和2年度1次補正）

マスク、消毒用エタノール等衛生用品緊急調達、入居者等感染の場合の消毒、多人数居室にパーテーションを設置して個人のスペースを区切る対応、入所者等への感染予防啓発、感染が懸念される入所者の一時的な居所の確保・必要な見守り等の支援への補助

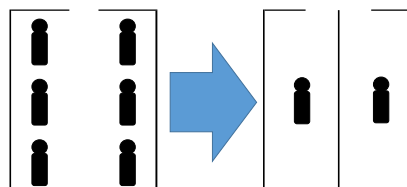
（令和2年度2次補正）

職員への感染予防のための研修、感染予防マニュアルの作成、事業継続計画（BCP）の策定等の各種取組への補助

（令和2年度3次補正）

※ 1次・2次補正予算と同様の対応を実施

多人数居室の個室化



【参考】無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（最低基準）について

- 改正社会福祉法（平成30年6月成立）の規定に基づき、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（省令）を創設。（令和2年4月施行）
- ※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定。

居住環境の整備

- ・居室は個室とし、面積は7.43㎡（地域の事情によって4.95㎡）以上とする。
- ・多人数居室や簡易個室は、施行後3年（令和5年（2023年）3月）の間に解消する（省令附則第2条）。

社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品の確保について

1. 令和2年度における対応状況

社会福祉施設等（高齢者関係、障害者関係、子ども関係、生活困窮関係）に必要な衛生・防護用品については、各施設等で確保していただくことが基本であるが、新型コロナウイルス感染症対策等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりに対する支援として、国においては、施設等へのマスク等の衛生・防護用品の購入支援を行っている。

さらに、衛生・防護用品が不足する事態に備え、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して衛生・防護用品が供給できるように、以下のとおり、国が直接調達して、都道府県等に配布を行っている。

<p>(1) 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の国からの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サージカルマスク（約50万枚） ・ガウン（約50万枚） ・フェイスシールド（約50万枚） ・ゴーグル（約50万個） ・ヘッドキャップ（約100万枚） ・使い捨て手袋（約900万双） <p>※さらに不足が生じる場合、都道府県等からの要望に応じて追加送付を実施。</p>	<p>(2) 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約4,000万枚（6月～7月に配布） ・約5,000万枚（9月～11月に配布） <p>※12月以降、年度内に毎月約3,000万枚の規模で配布予定</p>	<p>(3) 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約5,000万双（10月～12月に配布） <p>※12月以降、年度内に毎月約3,000万双～約5,000万双の規模で入手困難な地域に配布予定</p>
--	--	--

2. 令和3年度における実施予定

上記1の(1)～(3)について、令和3年度は以下のとおり実施する予定。

<p>(1) 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の国からの支援</p> <p>→さらに不足が生じる場合、都道府県等からの要望に応じて追加送付を実施予定</p>	<p>(2) 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援</p> <p>→新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮しつつ、一般的な感染症流行期（秋季・冬季）に配布予定</p>	<p>(3) 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援</p> <p>→需給状況を勘案しつつ、入手困難な地域に毎月配布予定</p>
--	--	--

居住不安定者等居宅生活移行支援事業の創設

令和3年度予算案：7.4億円

事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

(1) 居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

(2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

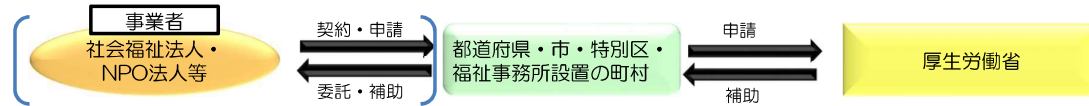
居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要なに応じた助言等を実施する。

(3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組

② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等

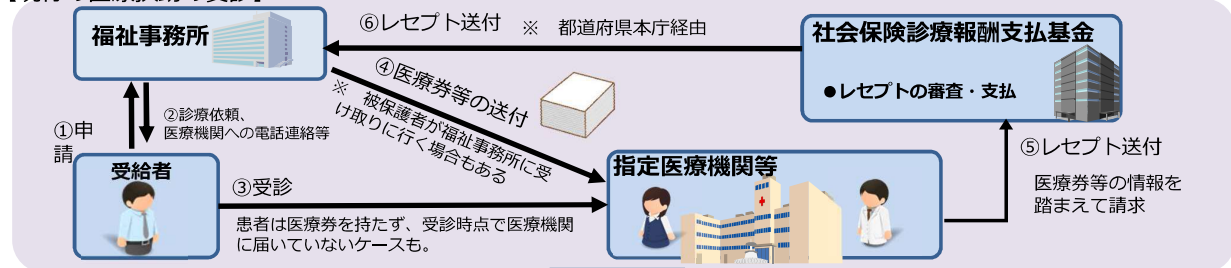


- (1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）
- (2) 補助率：国3/4、自治体1/4

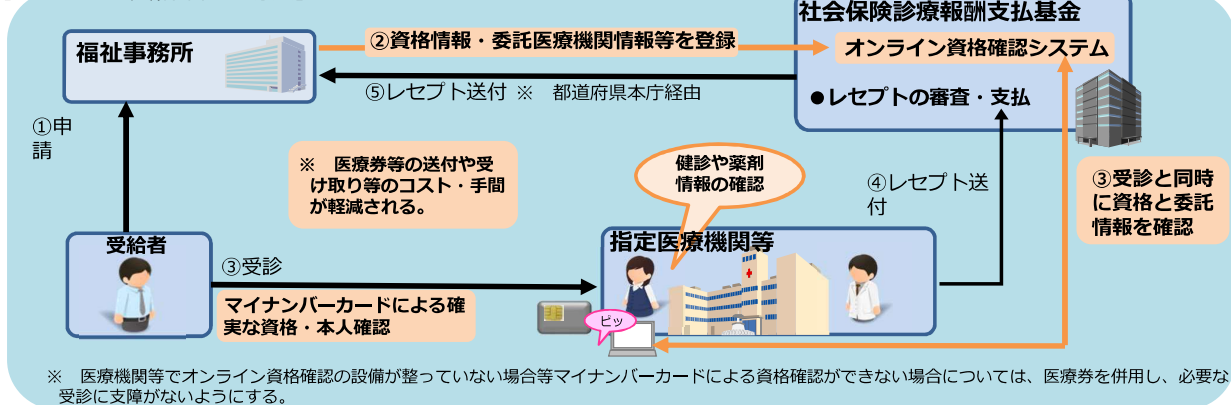
医療扶助におけるオンライン資格確認の導入イメージ

- 生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、①マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認を実現するとともに、②医療券の発行・送付等の事務を省力化し、利用者の利便性も高める。
- 適正な医療の実施を確保するため、福祉事務所が委託した医療機関を受診する仕組みを維持。

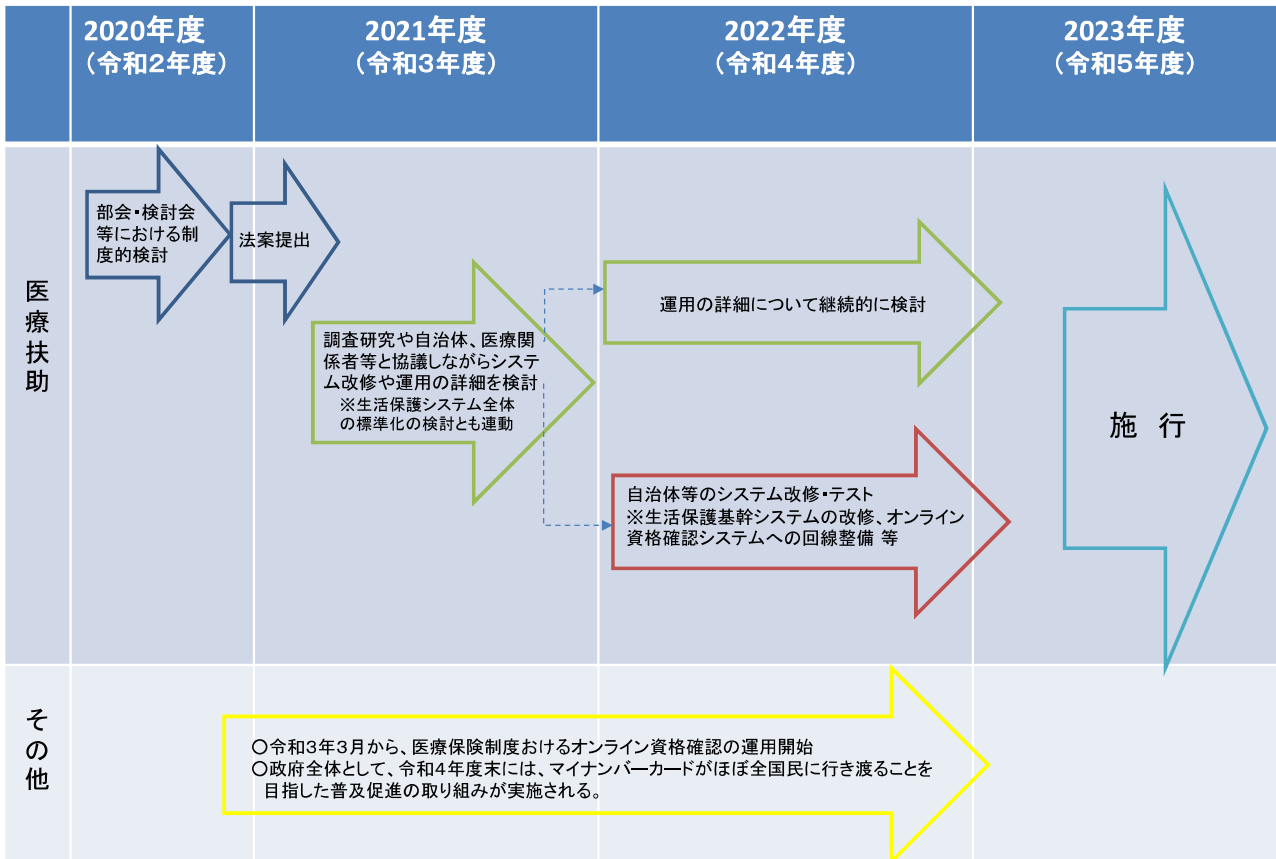
【現行の医療扶助の受診】



【オンライン資格確認の導入】



医療扶助におけるオンライン資格確認導入スケジュール(案)



生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

事業概要

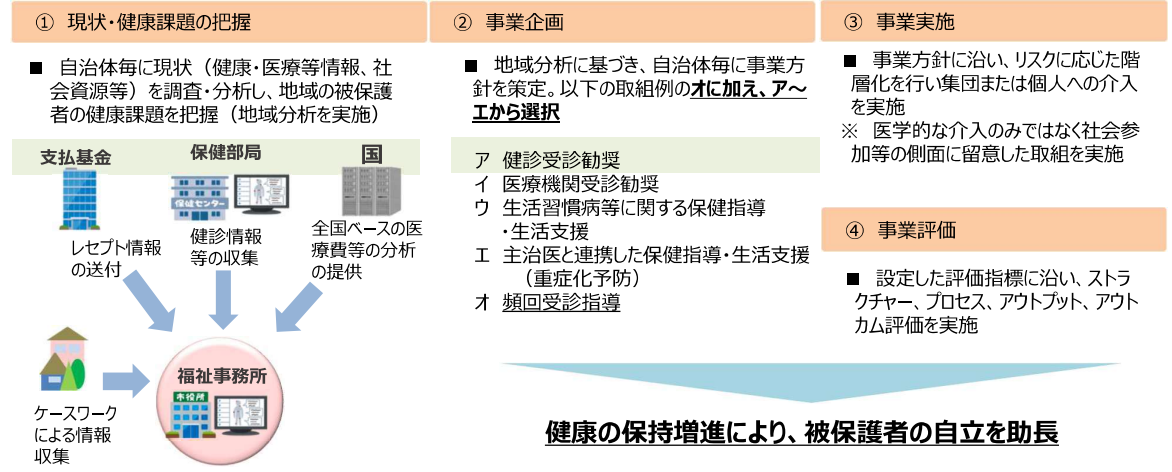
【令和2年度予算】 975,000千円(令和3年1月～3月実施事業)

【令和3年度所要額(案)】3,510,000千円(令和3年度(平年度化))

実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、福祉事務所設置自治体
負担率: 3/4

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。**
- **令和3（2021）年1月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施することとなったため、全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担する。**

被保護者健康管理支援事業の流れ



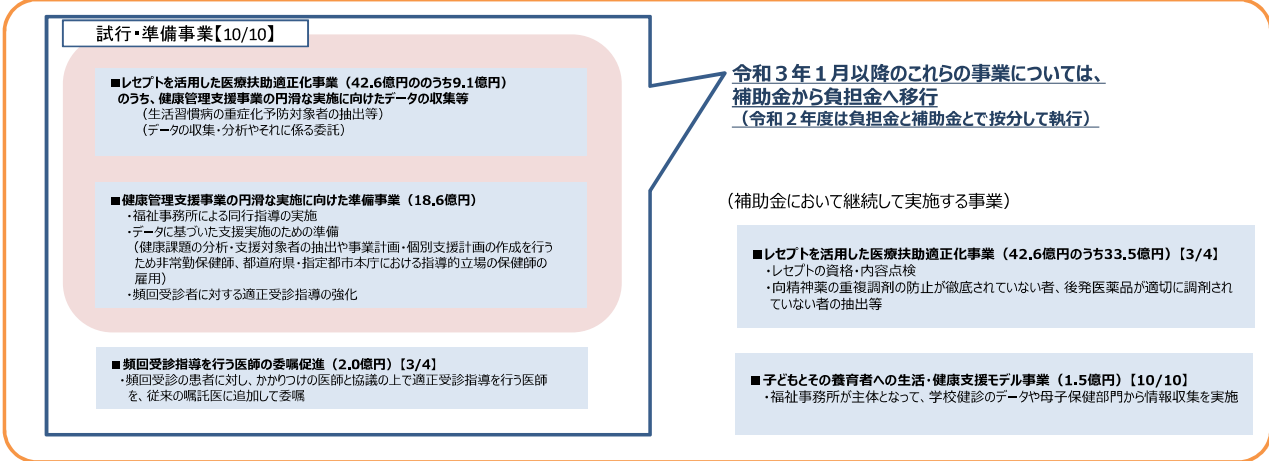
健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

被保護者健康管理支援事業の負担金移行・平年度化について

法施行に伴う負担金の平年度化

- 「被保護者健康管理支援事業」については、令和3年1月の法施行に伴い、令和2年度予算において9.75億円(1月～3月)を負担金に計上。
- その際、既存予算のうち、
 - ・レセプトを活用した医療扶助適正化事業のうち、健康管理支援事業の試行分
 - ・健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業
 - ・頻回受診指導を行う医師の委嘱促進
 を統合して負担金に計上。
- 令和3年度予算案においては、当該負担金の平年度化を行う。

【参考】令和2年度予算事業における関連メニューの統合



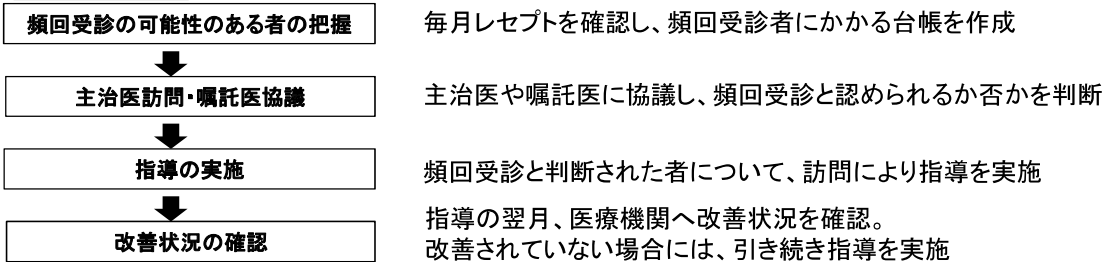
頻回受診の適正化について

頻回受診の指導対象者

同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療(※)を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認められた者

※ 15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

適正化の対応



【頻回受診の改善の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診状況把握対象者数(指導対象者の定義に該当する者の数)(A) ※平成29年度までは旧定義(15日以上1月の月が3箇月続いた者)、平成30年度は移行期間のため混在	13,548人	12,837人	11,594人	10,604人	12,753人
適正受診指導対象者数(B)	3,020人	2,557人	2,637人	2,387人	2,835人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,365人	1,338人	1,422人	1,292人	1,388人
改善者数割合(C/A)	45,20%	52,33%	53,92%	54,13%	48,96%

令和3年度以降の取組

- 令和2年度に引き続き、令和3年度予算に以下の事業を計上
 - ・ 頻回受診者の適正受診指導の強化(福祉事務所による同行指導の実施等)→健康管理支援事業(令和3年1月以降)において実施可
 - ・ 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進→健康管理支援事業(令和3年1月以降)において実施可
 - ・ レセプトを活用した医療扶助適正化事業 → レセプトデータから頻回受診者等のリスト作成
- 適正受診指導を行ってもなお改善されない者に対する追加的な指導の方策として、有効期限が1箇月よりも短い医療券を本人に対して発行し、健康管理に向けた支援と並行することで、指導のタイミングを増やす取り組みを可能に

「新経済・財政再生計画改革工程表2020」(令和2年12月18日:経済財政諮問会議まとめ)(抄)

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
<p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】 (就労した者及び就労による収入が増加した者の数/就労支援事業等の参加者数) ○「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2021年度までに45%】 (「その他の世帯」のうち就労者のいる世帯数/「その他の世帯」数) ○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 ○就労支援事業等の参加者の就労・増収率についての自治体ごとの状況【見える化】 ○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】 ○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【毎年度80%】 (医療扶助における後発医薬品の数量/医療扶助における薬剤数量の総数) ○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021年度において2017年度比2割以上の改善】 ○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 ○後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>	<p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率【2021年度までに65%】 (就労支援事業等の参加者数/就労支援事業等の参加可能者数) ○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】 ○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【毎年度100%】 (後発医薬品使用促進計画を策定している自治体数/全自治体数) ○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】 (頻回受診対策を実施する自治体/全自治体数)</p>	<p>㊦ 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む a. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。就労支援事業等の既存事業の積極的な活用を促す。 <厚生労働省></p>			
		<p>㊦ 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化 a. 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。また、生活保護受給者の頻回受診対策については、現在開催している「医療扶助に関する検討会」の議論や2021年度までの実績等を踏まえ、該当要件についての検討を2022年度中に行う。また、その他医療扶助における適正化について、医療費適正化計画の医療費に医療扶助も含まれることを踏まえ他制度における取組事例も参考に推進しつつ、中期的に医療扶助のガバナンス強化に向け、EBPMの観点も踏まえて検討を行う。<厚生労働省> b. 生活保護受給者が通院・入院する割合が高い病院・診療所について2021年度中に調査を行う。<厚生労働省> c. マイナンバーカードを用いた、医療扶助のオンライン資格確認については、「デジタル・ガバメント実行計画」や「医療扶助に関する検討会」の議論を踏まえ、令和5年度中の実施に向け所要の措置を講ずる。<厚生労働省> d. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。<厚生労働省> e. 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的に見直しを行う。<厚生労働省></p>			
		<p>㊦ 令和3年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し。</p>			

令和3年4月の生活扶助基準額表(案)

○ 令和3年4月の生活扶助基準額本体については、見直しを行わない(令和2年10月基準と同額)

(月額・円)

		生活扶助基準(第1類)					
		基準額①(旧基準)			基準額②(新基準)		
年齢		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2		21,820	20,830	19,850	18,860	17,890	16,910
3~5		27,490	26,260	25,030	23,780	22,560	21,310
6~11		35,550	33,950	32,350	30,750	29,160	27,550
12~17		43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030
18~19		43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030
20~40		42,020	40,140	38,240	36,350	34,460	32,570
41~59		39,840	38,050	36,250	34,470	32,680	30,880
60~64		37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200
65~69		37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200
70~74		33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620
75~		33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620

		減減率①(旧基準)						減減率②(新基準)					
人員		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人		1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人		1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548
3人		1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151
4人		0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010
5人		0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683

		生活扶助基準(第2類)					
		基準額①(旧基準)			基準額②(新基準)		
人員		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人		45,320	43,280	41,240	39,210	37,160	35,130
2人		50,160	47,910	45,640	43,390	41,130	38,870
3人		55,610	53,110	50,600	48,110	45,600	43,100
4人		57,560	54,970	52,390	49,780	47,200	44,610
5人		58,010	55,430	52,800	50,210	47,570	44,990

【令和3年4月以降の基準額計算式】

(「基準額①×0.855」又は「基準額②」のいずれか高い方) + 経過的加算

令和3年4月の生活扶助本体に係る経過的加算①(案)

○ 令和3年4月の生活扶助本体に係る経過的加算については、改定を行わない。(令和2年10月基準と同額)

※ 生活扶助本体に係る経過的加算の算出方法については、世帯人員毎に定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員1人当たりにつき加算する。

(計算例)68歳1人、45歳1人、高校生(17歳)1人の3人世帯であって1級地の1の場合の経過的加算額

→ 「65～69歳」2,280円+「41～59歳」1,070円+「12～17歳」0円=3,350円

(月額・円)

	単身世帯						2人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	740	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	930	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	2,660	1,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	2,090	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	3人世帯						4人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	4,530	3,550	1,110	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	2,370	2,350	1,920	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	1,070	540	0	0	0	0	0	0	0	490	840	190
60～64歳	940	460	0	0	0	0	770	840	430	1,100	840	0
65～69歳	2,280	1,720	570	0	0	0	770	840	430	1,440	1,670	1,010
70～74歳	0	0	0	0	0	0	150	110	0	0	0	0
75歳以上	1,270	790	0	0	0	0	150	110	0	570	740	120

令和3年4月の生活扶助本体に係る経過的加算②(案)

(月額・円)

	5人世帯						6人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	4,290	4,140	3,690	0	0	0	4,000	3,910	3,000	0	0	0
3～5歳	2,200	2,140	1,770	0	0	0	1,890	1,880	1,330	480	110	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	600	420	0	0	0	0	280	380
60～64歳	570	630	280	1,190	1,400	410	160	220	0	790	1,010	320
65～69歳	570	630	280	1,190	1,420	1,250	160	220	0	790	1,020	1,120
70～74歳	110	0	0	410	180	0	0	0	0	110	520	0
75歳以上	110	0	0	420	890	430	0	0	0	110	550	260

	7人世帯						8人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	2,840	2,670	1,500	3,550	3,550	1,390	2,060	1,870	980	2,580	3,260	3,320
3～5歳	1,070	1,130	610	1,740	1,840	2,050	700	710	380	1,150	1,500	1,710
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	240	480	830	0	0	0	0	110	400
65～69歳	0	0	0	240	480	830	0	0	0	0	110	400
70～74歳	0	0	0	0	110	110	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	110	110	0	0	0	0	0	0

	9人世帯						10人世帯以降					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	1,660	1,700	890	1,960	2,360	3,120	1,630	1,550	840	1,890	2,320	3,040
3～5歳	610	360	110	600	950	1,440	450	370	0	520	880	1,380
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0
65～69歳	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

生活保護関係の令和3年度予算案

- 生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。
- また、生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行い、生活保護の適正実施を推進する。

生活保護費負担金

令和3年度予算(案) 2兆8,218億円 (対前年度当初予算額 ▲ 0.3億円)

内訳	生活扶助等	1兆2,940.1億円	(対前年度当初予算額 ▲ 3.4億円)
	医療扶助	1兆4,488.5億円	(対前年度当初予算額 ▲ 15.3億円)
	介護扶助	789.7億円	(対前年度当初予算額 18.4億円)

令和3年度生活保護関係負担金・補助金等の新規・拡充事項

- ①日常生活支援住居施設委託事務費(平年度化) 26.8億円
改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する経費を負担する。
- ②被保護者健康管理支援事業の円滑な実施(平年度化) 35.1億円
改正生活保護法に基づき、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業が必須事業化されたことから、円滑に実施するために必要な経費を負担する。
- ③居住不安定者等居宅生活移行支援事業の実施(新規) 7.4億円
生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援を推進する。
- ④その他拡充事項
 - ・ 保護施設事務費負担金において、救護施設居宅生活訓練事業の職員配置等の拡充を行うとともに、新型コロナウイルス等の感染拡大防止対策として、救護施設等における施設外での一時的な見守り支援を実施する経費及び感染拡大防止マニュアル等研修実施経費の加算を新設。
 - ・ 社会福祉施設等整備費補助金(障害保健福祉部計上)において、従来の保護施設等に加え、日常生活支援住居施設の施設整備に要する費用を補助。
 - ・ 日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修委託費を創設(本省費11,370千円)。

(参考) 令和2年度第三次補正予算

- 保護施設における感染拡大防止対策にかかる支援(新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数)
- 感染症拡大に伴う面接相談等体制の強化(新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数)
- 生活保護業務のデジタル化の推進 4.8億円 ○ 無料低額宿泊所の個室化等に要する費用の補助(社会福祉施設等整備費補助金(障害保健福祉部計上))

連 絡 事 項

第1 生活保護制度の適正な実施等について

1 生活保護の動向について

(受給者数について)

令和2年12月時点の生活保護受給者数は約205万人(保護率:1.63%)である。また、対前年同月伸び率が平成27年9月以降マイナスとなっており、減少傾向にある。

さらに、受給者数の動向を年代別にみると、高齢者の伸びが大きく、生活保護受給者の半数(平成30年7月末時点で約50%)は65歳以上の者となっている。

(世帯数について)

令和2年12月時点の生活保護受給世帯数は約164万世帯である。

また、世帯数の動向を世帯類型別にみると、社会全体の高齢化と単身高齢世帯の増加を背景として高齢者世帯数の増加が続いている一方、高齢者世帯を除く世帯数は、平成25年2月のピーク時から約16万世帯減少している。

(申請件数について)

令和2年中の生活保護の申請件数について、対前年同月伸び率でみると、4月は2割強と大きく増加した後、5月から8月は減少が続いていたが、9月から12月は増加が続いている。

2 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された改正生活保護法において申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められている。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認されたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保

護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、「現下の状況における適切な保護の実施について」（令和2年9月11日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）でお示ししているとおり、相談段階において、例えば、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといったことや、現に住居のない生活困窮者が来所した際に、例えば、単独で居宅生活が可能であるかの判断を行わずに、無料低額宿泊所への入所に同意しなければ保護を申請することが出来ない旨の説明をするといったことがないよう徹底されたい。

また、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

これらの趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

さらに、生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページやしおりについても、内容に不適切な表現がないかなどを点検いただくよう引き続きお願いする。

改めて、生活保護行政の運営においては、相談の段階、申請手続の段階、保護受給中の段階のいずれの場面においても、対象者のプライバシーに配慮した上で対応することが必要である。管内の実施機関に対して、相談者が申請をためらうことのないよう、適切な対応について引き続き周知徹底願いたい。

3 扶養照会に係る留意事項について

生活保護法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められており、「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定されている。

この意味するところは、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会（以下、「扶養照会」という。）を行わない取扱いとしているが、この対象者について、今の時代や実態に沿った形で運用できるよう、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）」（令和3年2月26日付社援保発 0226 第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生活保護問答集について」の一部改正について」（令和3年2月26日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を改正し、令和3年3月1日から施行している。

具体的には、保護の実施機関が行う扶養に関する調査の過程で存在が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性の調査（以下「可能性調査」という。）を行うが、可能性調査の結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断する際の判断基準について明確化を図っており、改正後の判断基準は下記のとおり。

- ① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者など
- ② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない（例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。）
- ③ 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等）

上記のうち、②及び③の運用に当たって、それぞれ下記のとおり留意点を記載するので、適切な運用に努められたい。

（②の運用上の留意点）

- ・ 従前、「20年間音信不通である」ことを該当例としてお示ししてきたところであるが、今般、例示を追加したのは、音信不通により交流が断絶しているかどうかに関わらず、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等に該当するかどうかについて個別の事情を検討の上、扶養義務履行が期待できない者に該当するものと判断してよいという趣旨であること。
- ・ この検討に当たって、一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶している場合には、これをもって、「著しい関係不良等」と判断してよいこと。なお、10年程度音信不通である場合は、その他の個別事情の有無を問わず、交流断絶と判断してよいこと。また、音信不通となっている正確な期間が判明しない場合であっても、これに相当する期間音信不通であるとの申出があり、その申出の内容が否定される明確な根拠がないことをもって、該当するものと判断して差し支えないとの趣旨で、「程度」としていること。

(③の運用上の留意点)

- ・ 扶養照会により要保護者の自立を阻害することになると認められる場合は、改正後の課長通知の第5の問2のとおり、扶養照会を控えることとしており、関係先調査を行うに当たっても、当該扶養義務者本人に、関係先調査を行っている事実や当該要保護者の居住地はもとより、その手がかりとなる情報（例えば、福祉事務所名等）も知られることのないよう、特に慎重に調査を行うこと。

なお、平成28年7月に保護を開始した世帯の扶養に関する状況について、平成29年に調査を実施していたところであるが、その結果の概要を参考資料P82に添付しているので、念のため申し添える。

4 現下の状況に対応した保護の実施について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により雇用情勢が厳しい状況の中、保護申請についても引き続き予断を許さない状況である。

リーマンショック後の経過も鑑みると、今後、新型コロナウイルス収束後も複数年にわたり、申請者数が増加する可能性もあり、厚生労働省としても、デジタル化、オンライン化も含めた、福祉事務所における業務負担軽減策を検討しているところである

が、そうした観点から令和2年6月に実施したアンケート調査（参考資料P84）の結果の概要について、参考資料P87に掲載している。

さて、現下の状況における一連の対応については、参考資料P89「緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について」（令和2年5月26日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）や参考資料P102「現下の状況における適切な保護の実施について」（令和2年9月11日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）、参考資料P106「保護の要否判定等における弾力的な運用について」（令和3年1月29日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）、参考資料P112「現下の状況における、住宅扶助基準を上回る家賃の住居に居住する要保護者に対する転居に係る指導の取扱いについて」（令和3年2月26日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）でお示ししているところであり、改めてこれら事務連絡をご参照の上、業務を遂行されたい。なお、要点は下記の通りであるので、特段のご留意をお願いする。

- ① 上記2に記載したとおり、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。【参考資料P89、P102】
- ② 生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、可能な限り速やかな保護決定に努めること。【参考資料P89】
- ③ 地域の感染状況等に応じて、面接時間が長時間にならないような工夫や、訪問時間が長時間にならないような工夫等を行って差し支えないこと。【参考資料P89】
- ④ 保護の要否判定において、下記の例については、事務連絡、保護の実施要領を参照の上、柔軟に検討すること。
 - ・ 新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合の、稼働能力活用に係る判断【参考資料P89, 106】
 - ・ 保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、現下の状況の改善後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有している場合の取扱い【参考資料P89, 106】
 - ・ 臨時又は不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態となった場合で、現下の状況の改善後に収入が増加すると考えられる場合の、転職指導に係る判断【参考資料P89, 106】
 - ・ 上記の場合において、自営に必要な店舗、機械器具等を保有している場合の取扱い【参考資料P89, 106】

・一時的な収入の減により保護が必要となった者が加入している民間保険の取扱い

【参考資料 P106】

⑤ 居所のない者からの相談に備え、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集すること。【参考資料 P89】

⑥ 高額家賃住居に居住した状態で保護の申請を行い、当該住居に住み続けることを希望しているときに、当該者が稼働能力や就労意欲を有していることが明確であり、かつ、現下の状況が収束した後は収入が元に戻る可能性が高く、一定期間現在の住居に居住し続けることが当該世帯の自立に資する場合に、一定の条件の下で転居指導を留保できること。【参考資料 P112】

⑦ 自立相談支援機関との間で緊密な連携を図ること。

5 住宅扶助の代理納付の活用について

住宅確保要配慮者については、安心して暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が重要な政策課題となっている。一方、住宅ストックの状況については、空き家等が多く存在し、引き続き増加が見込まれていることから、こうした空き家等の有効活用が課題となっている。このような背景から、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（被保護入居者に係る特例関係）の施行について」（平成 29 年 10 月 26 日社援発 1026 第 2 号、国住備第 103 号厚生労働省社会・援護局長、国土交通省住宅局長連名通知）において周知しているとおり、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化するための「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 24 号。以下「改正住宅セーフティネット法」という。）（国土交通省所管）が、平成 29 年 10 月 25 日に施行された。

改正住宅セーフティネット法においては、生活保護制度に関連する事項として、住宅扶助の代理納付の円滑な活用を目的とした事項が追加されている。具体的には、生活保護受給者に住居を貸し付けている登録事業者（改正住宅セーフティネット法第 51 条第 1 項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）は、入居する生活保護受給者が家賃の請求に応じないこと等により居住の安定の確保を図る上で支障となる事情がある場合

には、その旨を保護の実施機関に通知することができる。また、その通知を受けた保護の実施機関は、代理納付等その他保護の目的を達するために必要な措置（以下「代理納付等の措置」という。）を講ずる必要があるかどうか判断するため、速やかに当該生活保護受給者の状況の把握等を行うこととされている。なお、保護の実施機関においては、登録事業者からの通知を受けて代理納付等の措置についての判断を行った場合は、その結果について通知を行った登録事業者にも伝えることが、登録事業者との円滑な協力関係を築くことにつながり、生活保護受給者の居住の安定にも資すると考えられることから、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 21 条に基づく通知を行った登録事業者への連絡について」（平成 29 年 11 月 17 日社援保発 1117 第 1 号、国住備第 110 号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局総合整備課長連名通知）に基づき、生活保護受給者に連絡するとともに、通知を行った登録事業者へも判断結果や代理納付等の措置を講じる場合にはその開始時期を連絡することとしている。

こうした背景も踏まえ、令和 2 年 3 月 31 日付けで「生活保護法第 3 7 条の 2 に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日社援保発第 0331006 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を改正し、

・家賃等を滞納している場合

・公営住宅の場合

・改正住宅セーフティネット法の登録住宅の場合

には、原則として代理納付を適用することとしたものである。

なお、代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであり、また、代理納付の実施にあたっては、被保護者の同意及び委任状等は要しない旨申し添える。なお、総務省においては、平成 30 年 1 月に低額所得者、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境の充実に図る観点から、公営住宅への入居者等に対する対応状況、住宅確保要配慮者への支援の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置についての勧告が行われたところである。その中で生活保護制度に関するものとしては、公営住宅に入居する生活保護受給者にも多くの家賃滞納者が存在し、これらの者に対する代理納付の活用を進めるためには入居世帯の生活困窮状況等に係る情報を住宅部局と福祉部局で共有するなどの連携が必要であるとの指摘がなされた。

生活保護受給者の個人情報については、各自治体の個人情報保護条例等に基づき、これまでも適切に取り扱っているものと承知しているが、一方で、この個人情報の取扱いが障壁となって情報共有が進まないといった報告もなされている。このため、下記のように個人情報の取扱いについて例外を定めるなど独自に住宅部局と福祉部局との情報連携を図っている自治体があるので、これを参考として、代理納付制度の積極的な活用に努められたい。

(A市の例)

生活保護担当部局では、生活保護の申請時に家賃証明書の提出を求め、当該世帯が市営住宅入居者に該当するかどうかを確認しており、家賃証明書を発行する同市の住宅部局においても、当該世帯が生活保護受給者であることを把握し、家賃の滞納情報を毎月生活保護部局に提供することで、滞納情報を共有している。

また、生活保護担当部局では、住宅部局からの情報をもとに、代理納付の実施に係るマニュアルに基づき、滞納期間が3ヶ月以上あり、かつ、住宅扶助費の全額を保護費として支給している世帯に対し、原則として職権により代理納付を実施している。

なお、住宅部局と生活保護担当部局の間で個人情報を共有することについて、同市では、市個人情報保護審議会に諮り、本人同意は不要との見解が示され、個人情報に関する課題を解消している。

各福祉事務所における代理納付の実施状況は、以下のとおりであるので、参考にされたい。

【公営住宅】

令和2年7月時点の代理納付率：61%

(福祉事務所の分布)

- ・代理納付率が「0%以上～20%未満」の福祉事務所の割合：12%
- ・代理納付率が「20%以上～40%未満」の福祉事務所の割合：11%
- ・代理納付率が「40%以上～60%未満」の福祉事務所の割合：18%
- ・代理納付率が「60%以上～80%未満」の福祉事務所の割合：29%
- ・代理納付率が「80%以上」の福祉事務所の割合：30%

【民営の賃貸住宅】

令和2年7月時点の代理納付率：20%

(福祉事務所の分布)

- ・代理納付率が「0%以上～10%未満」の福祉事務所の割合：25%
- ・代理納付率が「10%以上～20%未満」の福祉事務所の割合：16%
- ・代理納付率が「20%以上～30%未満」の福祉事務所の割合：20%
- ・代理納付率が「30%以上～40%未満」の福祉事務所の割合：19%
- ・代理納付率が「40%以上～50%未満」の福祉事務所の割合：9%
- ・代理納付率が「50%以上」の福祉事務所の割合：12%

6 金融機関、生命保険会社等に対する資産調査について

平成24年12月から実施している金融機関の本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、従前は複数の支店に対し個々に照会していたものを、本店等一括照会を行うことによって、各保護の実施機関の事務負担の軽減につながるとともに、従前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資するものと考えている。

本店等一括照会は、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成24年9月14日社援保発0914第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているが、照会方法の効率化を図る観点から要望があったことを踏まえて、平成26年9月30日付けで上記通知の一部改正を行い、同一世帯の者を一括して照会できる様式等への変更を行ったところである。

一方で、金融機関からは、一部の地方自治体において関係通知で定める実施方法等が徹底されていないとの指摘がなされている。これまでも、徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、留意点を整理した「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成25年9月30日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）を発出し、機会を捉えて注意喚起を図ってきたところであるが、引き続き徹底されていない事例が散見される状況にあることから、改めて各福祉事務所への周知・徹底について改善方策の検討の求めがあったところである。

また、生命保険会社に対して実施する生活保護法第29条による調査については、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成27年2月13日社援保発0213第2号

厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において、照会様式及び依頼事項に関する用語の統一化を図ったところであるが、地方における規制改革タスクフォースの中で、関係団体から、実態として統一様式への移行が進んでいない状況であり、様式・書式が不統一であることによって担当者の作業に多大な非効率が生じていることから、改めて各福祉事務所への周知・徹底について改善方策の検討の求めがあったところである。

金融機関や生命保険会社における資産調査への回答作業においては、地方自治体からの照会様式をOCRで電子的に読み取った上で作業をする会社もあり、その場合は照会様式が統一されていることが前提となるほか、該当項目が記載されている箇所が照会する地方自治体の書式ごとに異なることは、業務効率の低下を招き、結果として照会から回答までの期間が延びる要因になる。

このような事情を踏まえ、金融機関への資産調査だけではなく、生命保険会社への資産調査についても、所定の様式を使用していただく必要がある。

一方で、生活保護行政のみならず行政機関から金融機関に対して行う預貯金等の照会については、その多くが書面により行われているが、金融機関において回答する際に負担を生じているとともに行政機関において行政事務に時間を要する等の課題があることから、行政機関と金融機関間の預貯金等の照会のオンライン・ワンストップ化が検討されている。従前は、福祉事務所から金融機関に対して照会を行うにあたり、同意書の写しを添付することとしていたが、こうした照会の電子化を見据えて、昨年中に、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」(平成24年9月14日 社援保発0914第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)及び「生命保険会社に対する調査の実施について」(平成27年2月13日 社援保発0213第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を一部改正し、同意書の写しの添付を省略することとし、令和2年4月1日より施行したところである。

また、「生命保険会社等への生活保護法第29条に基づく調査について」(平成31年3月29日 厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)においてお示ししているとおり、生命保険会社等への照会にあたっての調査日の指定については、回答する側にも一定の制約があり、必ずしも保護の実施機関が指定した日(保護の開始の申請日等)の状況に係る回答を得られるものではないので、引き続き、現に把握できる情報の範囲において保護の要否及び程度を決定して差し支えないので、その旨ご留意いただきたい。

7 認知症等により判断能力が不十分な方に法第 63 条の適用を前提に保護を開始する場合の取扱いについて

医療費の支払い困難等を理由として保護申請があり、法第 63 条の適用を前提として保護を開始する場合、本人に法第 63 条の取扱いについて十分に説明し理解を得ておくことが適当である。

ただし、認知症等により判断能力が不十分であるため、本人に理解を得ることが困難な場合は、対応に苦慮することが想定される。こうした場合には、下記の点に留意することとし、事務連絡を发出しているので、ご承知おき願いたい。

- ・ 本人の扶養義務者等が判明していれば、当該扶養義務者等に対しても説明を行うこと。
- ・ 本人の預貯金口座が判明している場合は、当該預貯金口座のある金融機関が本人の扶養義務者等による預貯金の引き出しに対応しているか確認し、対応している場合は、当該扶養義務者等に対し協力を求めること。
- ・ 認知症等により判断能力が不十分で成年後見の申し立てが必要であるが、申し立てを行う扶養義務者等もない場合は、保護の実施機関において中核機関（「成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）における、権利擁護支援の「地域連携ネットワークの中核となる機関」をいい、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担い、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行うもの。）等と連携し、必要に応じて老人福祉法第 32 条の規定による市区町村長による申し立てを行うよう促す等、必要な支援を図ること。

8 一時扶助における家具什器費の見直しについて

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

近年、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具

什器費に冷房器具を加えたところである。

このため、管内の実施機関に対して改めて改正内容の周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に改正内容が伝わるよう配慮いただきたい。

なお、特別な事情がない生活保護世帯においては、従来どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具や暖房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具や暖房器具等を購入できるよう配慮されたい。

あわせて、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ公布する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討されたい。

また、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることはないよう配慮されたい。

9 学習支援費の実費支給について

教育扶助及び生業扶助として支給している学習支援費については、平成 30 年 10 月 1 日から、支給対象をクラブ活動費に特化した上で、これまでの月額による定額支給から実際にかかった費用に応じた実費支給にしたところである。支給対象となるクラブ活動については、学校で実施するクラブ活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動や、ボランティアの一環として行われる活動も含めることとしている。

また、生活保護の実施機関における学習支援費の支給事務に当たっては、クラブ活動に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットやクラブ活動の案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能としている。

特に学習支援費の需要は、入学や進学の時期である 4 月に発生すると考えられること

から、クラブ活動費用の事前給付の手続を簡便かつ円滑に行うため、リーフレット例などを参考に、世帯員に小学校から高校までの児童生徒がいる生活保護世帯に対して、保護費の変更決定通知書の送付、窓口への来所及び家庭訪問などの機会を活用し、改めて学習支援費の支給方法について周知いただきたい。また、日頃のケースワークにおいては、クラブ活動への参加状況の把握に努めるとともに、必要な費用が生じる場合はできる限り事前に福祉事務所に相談するよう助言指導を行うなど、学習支援費の申請が漏れなく行われるよう配慮されたい。

なお、これに限らず、日頃のケースワークにおいて、被保護世帯の需要発見については、積極的に確認に努めるべきものであるので、必要な保護がされないことがないよう改めて留意願いたい。

10 依存症対策について

平成 29 年 8 月に、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において、「ギャンブル等依存症対策の強化について」が取りまとめられ、その中では、生活保護受給者への支援として、「ギャンブル等に過度に生活費をつぎ込み、本人の健康や自立した生活を損なうような生活保護受給者に対しては、生活保護の適正実施という観点だけでなく、ギャンブル等依存症の相談・治療を行う機関へのつなぎという観点からも、適切な助言や支援を行っていく必要がある」とされている。また、ギャンブル等依存症対策については、平成 30 年 7 月にギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援すること、多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮をすることを基本理念とした「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成 30 年法律第 74 号）が成立している。

令和 3 年 1 月にオンラインにより配信している生活保護担当ケースワーカー全国研修会においては、依存症の概要や依存症者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センター等の相談・治療を行う機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について認識の共有を図ったところであり、各都道府県・指定都市・中核市等において実施する研修においても、管内福祉事務所のケースワーカーに対してギャンブル等依存症に対する基礎知識の普及が図られるよう努められたい。

また、生活保護受給者の行うぱちんこ等に対する福祉事務所の対応状況について調査を実施したところ、平成 28 年度において全国で 3,100 件の助言、指導等が行われていた。ぱちんこ等を行う生活保護受給者に対しては、福祉事務所において、ぱちんこ等で得られた収入も全て収入申告が必要であることを説明することが必要である。加えて、過度にぱちんこ等に生活費をつぎ込み、本人の自立した生活を損なうなど、生活保護の目的に反した保護費の支出を図っている場合には、自立支援プログラムを活用した金銭管理支援や公営競技等において取り組まれている本人申告に基づくアクセス制限制度の利用勧奨などの支援を行うことも検討する必要がある。ギャンブル等依存症が疑われる者に対する支援については、ケースワーカーだけで解決することは困難であるため、前述したように精神保健福祉センターや保健所に繋ぐことで、適切な専門医療機関等での早期の治療につなげることも考えられる。この他にも、ぱちんこ等を過度に行うことが原因で家賃滞納となっている場合には、代理納付を活用し、生活保護受給者の居住の安定の確保を図るなどの対応も考えられることから、引き続き関係機関等と連携を図りつつ、生活保護受給者の状況に応じた適切な支援の実施をお願いする。

(参考)

全国の精神保健福祉センター一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>

11 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

平成 30 年 7 月 20 日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられ、関係機関間の連携強化策の一つとして、生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携を図ることとされた。

具体的には、生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援について、

- ① 生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること
- ② 児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合は、生活困窮者自立支援窓口へ連絡すること

といった連携を図ることとされているので、適切に対応願いたい。

12 令和元年度及び2年度の地方からの提案等に関する対応方針について

(1) 令和元年12月23日に「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」が、令和2年12月18日に「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」がそれぞれ閣議決定されたところであり、生活保護関係で今後対応を予定している主な事項は以下の5点である。

(令和元年度提案)

- ① ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。
 - ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。
 - ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(令和2年度提案)

- ② 市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保管する遺留金銭等の取扱いについては、以下の措置を講ずる。
 - ・省令を改正し、葬祭扶助（生活保護法18条）を行った場合であって、遺留金銭等を保護費に充当し、なお残余を生じたときには、相続財産管理制度だけでなく弁済供託制度についても活用可能とする。
 - ・市町村が、相続財産管理制度（民法952条）又は弁済供託制度（民法494条）を活用して遺留金銭等を処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
- ③ (i) 市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。

(ii) 市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、地方公共団体が円滑に執行することが

できるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

- ④ 生活保護費等国庫負担金等（生活保護法75条1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律14条4項及び15条4項並びに生活困窮者自立支援法15条1項）の実績報告については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、報告に用いる様式の改正が必要な場合は可能な限り早期に行うとともに、令和2年度事業の報告から当該様式への入力事務を効率化するための所要の措置を講ずる。
- ⑤ 都道府県知事等が指定する医療機関の申請（49条の2）等については、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請（健康保険法（大11法70）65条）等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

上記事項についての対応状況及び今後の予定は以下のとおりとしているので、御了知願いたい。

①については、対応方針を踏まえ、令和元年度社会福祉推進事業における福祉事務所の実施体制に関する悉皆調査の結果や地方公共団体からの意見を踏まえつつ、外部委託可能な業務の範囲について整理しているところであり、これについて令和2年度中に通知する予定である。

②については、厚生労働省令改正を行った他、②及び③についてそれぞれ令和2年度中に地方公共団体に対して通知を发出することを予定している（後述の（2））。

④については、来年度の実績報告の様式から自治体の事務負担軽減に資するよう様式改正を行ったところ。

⑤については、対応方針を踏まえて対応を検討しているところ。

（2）遺留金の取扱いについて

生活保護法第76条第1項では、保護の実施機関は、同法第18条第2項の規定により死者に対する葬祭を行う者に対して葬祭扶助を行う場合、当該死者の遺留の金銭及

び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができることとされている。

遺留の物品の売却方法については、生活保護法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第198号）による改正前の生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第22条第1項においては、有価証券及び見積価格1,000円未満の物品を除き、競争入札に附すこととされているところ、見積価格1,000円という基準が、物価変動等により、現在の競争入札に要する経費と見合わなくなり、保護の実施機関において遺留の物品の売却を行うことが困難となっていた。

また、遺留の金品を保護費へ充当してもなお残余の遺留の金品が生じた場合の処分方法については、同規則第22条第2項において、相続財産管理人を選任し、これを引き渡さなければならないこととされているところ、当該残余の遺留の金品が、相続財産管理人の選任の申立てに必要な費用に満たない等の理由により、その選任ができずに歳入歳出外金品として保護の実施機関で保管せざるを得ない状況が生じていた。

こうした状況を踏まえ、生活保護法施行規則の一部を改正する省令を令和2年12月9日に公布し、遺留の物品を売却する場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、一般競争入札によらずに指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることを可能とするほか、遺留の金品を保護費に充当し、なお残余の遺留の金品を生じた際に、当該残余の遺留の金品が相続財産管理人の選任の申立てに必要な費用に満たない場合等、その処分を実施しがたいときは、民法（明治29年法律第89号）第494条の規定に基づき弁済供託を行うことを可能とし、同日より施行しているのでご了承願いたい。

なお、遺留金品等処理の際の詳細な事務手続等について整理した手引きを現在作成中であり、令和2年度中に改めて通知する予定であるため、御了知願いたい。

13 日本年金機構との情報連携について

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携については、令和元年10月30日より本格運用が開始され、本格運用開始日に関して各都道府県・指定都市・中核市生活保護担当課に事務連絡を発出し、周知を行ったところであるので、引き続き適切な対応をお願いしたい。

第2 就労・自立支援の充実について

1 就労支援事業の実施について

(1) 就労支援のあり方について

就労支援については、「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」において、現在の就労支援事業は一定の効果を上げている一方で、就労に向けて課題がある者については、就労支援事業の対象とされていない場合や、課題等に応じた適正な支援が行われていない場合等があるとの問題意識のもと、

- ・アセスメントの強化による個々人の課題や本人の意向の十分な把握
- ・本人の課題や意向に応じ、「一般就労」のみではなく、「多様な働き方」に向けた支援の実施

などについて言及されたところである。

就労支援の実施にあたっては、引き続き、ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労自立促進事業の十分な活用に加え、就労に向けた課題がある者等に対しても、それぞれ抱える課題や本人の意向の把握等を丁寧に行うとともに、就労準備支援事業の取組の推進等により、その者の状態に応じた就労支援が行われるよう、効果的な事業の実施に向けて取り組まれない。

また、これまで高齢者や障害者、就労に向けて課題のある者など、一律的に就労支援の対象外とされてきた者についても、心身の状況や本人の意向を十分に踏まえつつ、多様な働き方を通じて、本人の生きがい等につながるにより生活を豊かにする観点を踏まえた支援について実施していただきたい。

(2) 就労支援における KPI の設定について

稼働能力を有する被保護者の就労支援については、「経済・財政再生計画改革工程表 2018 改定版」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議）において、新たに 2021 年度までを目標とした KPI（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）として、

- ① 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率を 2021 年度までに 65%（2018 年度実績：57.1%）とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者

の割合を 2021 年度までに 50%（2018 年度実績：42.4%）とする

- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2021 年度までに 45%（2018 年度実績：38.7%）とする
ことを定めたところである。

※ 上記のほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」についても引き続き盛り込まれている。

このうち事業参加率については、これまで事業参加率を算出する分母である事業対象者に、就労支援事業に参加する余地のない者（稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者、保護廃止となった者）が含まれていたが、新たな指標の算定方法では、これらの者を分母から除くこととしている。

各自治体におかれては、就労支援を必要とする者に対しては、就労中であっても稼働能力を十分に活用していない者や、ハローワーク等で求職活動中であるものの十分に求職活動していない者、自主的な求職活動を行っているが内容等が十分ではない者も含め、事業の趣旨等を説明した上で就労支援を実施することを原則とするなど、事業への確実な参加に向けた取組を推進していただきたい。

なお、求職活動や就労継続に際しては、本人の意欲が重要であることから、事業への参加に対して消極的な者に対しては、その要因を十分に確認するとともに、必要に応じて認定就労訓練事業や被保護者就労準備支援事業の活用など、本人の状況に応じた段階的な支援の実施も検討されたい。

（3）就労支援促進計画の策定について

就労支援促進計画については、就労支援プログラムの実施状況や目標の達成状況を評価、検証するために各自治体において策定いただいているところであり、KPI の算定資料にもなっている。先に述べた KPI のうち事業参加率について、従来の算定方法では、事業参加率を算出する分母である事業対象者に、就労支援事業に参加する余地のない者（稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者、保護廃止となった者）が含まれていたが、新たな算定方法では、これらの者を分母から除くこととしている。この

ため、「就労支援促進計画の策定について」（平成 27 年 3 月 31 日付社援保発 0331 第 22 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の事業対象者の定義について改正することとしているので、ご留意願いたい。

また、平成 30 年 10 月に公表された財務省が実施した予算執行調査（生活困窮者等に対する就労支援）でも言及されているとおり、一部の自治体では事業参加率の実績が 100%となっており、事業対象者の選定が自治体によって恣意的に行われている可能性がある。事業対象者については、保護の実施機関において就労支援が必要と判断する被保護者であり、現に就労している被保護者も更なる増収が見込まれる場合は対象者に含むことから、今後報告する際は、事業対象者の選定が適切に行われているか確認をしていた だきたい。

なお、平成 30 年度から「就労支援等の状況調査」を踏まえて、就労支援事業等において就労・増収率の達成率が高いなど効果的な取組を行っている自治体に対して、関係職員等研修・啓発事業（補助率 1/2）について、補助率の引上げを行ったところであり、令和 3 年度についても引き続き実施することとしているので、御了知願いたい。

（4）生活保護受給者等就労自立促進事業について

ハローワークは、全国各地に 544 カ所設置され、雇用について求人・求職のマッチングなど労働者や事業所に対してさまざまな支援を行っている。一般職業紹介状況をみると、令和 2 年 12 月までの新規求人数は 600 万人を超える規模を扱っている。

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等に基づき、両者によるチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

本事業では、福祉事務所等におけるハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、常設窓口については、令和 2 年 4 月 1 日現在 210 箇所を設置されている。

地方自治体におかれては、こうした支援体制による連携効果を十分に発揮し、「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」等で設定した目標が達成されるよう、窓口を有効活用していただき、支援候補者の選定を始めとしたハローワークへの協力をお願いしたい。

ハローワークとの連携については、「就労支援の実施におけるハローワークとの連携

等について」（平成26年6月30日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を参考に実施いただいているところであるが、引き続き、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、必要に応じて定期的に対面で打ち合わせをするなどハローワークと日頃から「顔の見える関係」を構築し、

- ① 日常的な雇用情勢等（地域の求職者の動向、産業別の求人状況等）の情報共有
 - ② 協議会で設定した目標達成に向けた支援対象者の範囲や選定等のハローワークへの送り出しについての認識の共有
 - ③ 支援対象者への支援に当たって必要となる情報提供等の実施
- など、生活保護受給者の就労促進に向けて一層の連携を進めていただくようお願いする。

生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労に向けた準備状況の判断を支援するための「就労準備状況のチェックリスト」についても、ハローワークとの認識共有に効果的なツールとして、引き続き積極的な活用をお願いしたい。

また、支援対象者の就職後については、ハローワークにおいても事業所訪問等、必要な定着指導を行うこととしている。ハローワークは、就労支援を実施する過程で、昨年度より新たに作成した「生活保護受給者等の就労継続のためのチェックシート」を積極的に活用し、課題等も把握しているところであり、また、事業主に対しても直接的な調整を行うことができることから、就職者の定着を進める上では、ハローワークとの連携も有効である。そのため、就労支援のみならず定着支援についても、どのような連携を行うのかなど話し合っただき、ハローワークとの連携を進めていただきたい。

なお、生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者）を、ハローワークや特定地方公共団体、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対しては助成金（特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース））が支給される場所である。令和元年度からは、生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者のみならず、被保護者就労支援事業、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業における就労支援の支援対象者も、この助成金の支給対象となるよう変更されたところである。ただし、支援期間が3カ月以下の者、被保護者就労準備支援事業、生活困窮者就労準備支援事業のみにより支援を受けている者は、支給対象とならないので留意すること（被保護者就労支援事業又は自立相談支援

事業と併用されている場合には、支給対象となる）。

【参考：特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース） 支給金額】

対象者	企業規模	中小企業	大企業
短時間労働者以外の者		30万円×2（※）	25万円×2
短時間労働者		20万円×2	15万円×2

（※）対象期間は1年。6カ月ごとに2回支給

（5）被保護者就労支援事業について

本事業においては、福祉事務所に配置された就労支援員等による相談・助言、個別の求人開拓や定着支援等の実施のほか、稼働能力や適性職種等を検討する稼働能力判定会議等の開催、ハローワークや社会福祉法人等による就労支援連携体制の構築をしていただくこととしている。

就労経験が少ないなど様々な要因により就労につながりにくい状況にある者に対しては、関係機関との協力・連携体制の構築を通じて新たな就労の場の開拓の取組の推進をお願いしたい。また、一部の自治体では就職後の定着に向けた支援が十分にできていないことから、就職に結び着いた場合でも、短期間で離職してしまう者も多くいるため、その重要性を理解した上で就労支援員による支援を行っていただきたい。

本事業は必須事業であり、就労支援員を配置していない、あるいは就労支援員が「その他の世帯」120世帯に対して1名となっていない等、就労支援体制が十分でない保護の実施機関においては、「就労支援員の増配置について」（平成22年9月14日付社援発0914第7号厚生労働省社会・援護局長通知）を参考として、保護の実施機関における被保護者数及びその他地域の実情に応じて就労支援員を適切に配置いただくようお願いする。特に、小規模な自治体において専従の就労支援員を配置することが難しい場合、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の相談支援員（就労支援員）との兼務も可能であることから、効果的・効率的な実施のために、両制度の一体的実施について検討されたい。

なお、既に配置の目安を満たしている自治体についても、就労支援員に対する研修の充実やその受講推奨、就労支援の入り口段階（事業開始前に実施するアセスメント等）から対象者に携わる等、更なる積極的な活用に取り組んでいただきたい。

また、令和2年度第三次補正予算で新設した「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」の（3）保護決定等体制強化事業において、新型コロナウイルス感染拡大等の影響による生活保護の相談や申請・保護の決定などの件数の増加、及び保護決定後の就労支援に対応するため、就労支援等にかかる補助事務に従事する非常勤職員の雇上げに必要な経費を補助対象としているので、積極的な活用を図りたい。

（6）被保護者就労準備支援事業について

被保護者就労準備支援事業は、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に向けた日常生活習慣の改善に向けた支援を行う事業として、平成27年4月に創設したものである。

本事業は、就労までに一定の準備が必要な生活保護受給者の支援として重要な役割を担うものであるが、令和2年度において実施している地方自治体は319ヶ所（見込）にとどまっている。その要因としては小規模な地方自治体では対象者が少ない、就労体験等に活用できる社会資源が限られる、自治体の事業の実施に向けたノウハウがない等が指摘されていることから、生活困窮者自立支援制度の実施機関や地域の社会福祉法人、NPO法人などとも連携を図り、地域資源を有効に活用することや、複数の自治体による事業の広域実施など効果的な事業展開の検討をお願いしたい。

特に、就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業については、両制度がめざすべき理念、支援に当たっての目的及びその対応方法など共通すべき事柄が多く、また、生活困窮者自立支援法第7条第5項の規定に基づく厚生労働大臣が公表する指針「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第343号）においても一体的な実施が推進されていることから、両制度の積極的な連携に努めていただきたい。

なお、平成29年度に実施された「就労に向け準備が必要な生活保護受給者への効果的な支援のあり方に関する調査研究」において、各自治体における支援内容等の集計や分析、支援の参考事例（多様な支援メニュー、対象者を事業参加へと導くための工夫等）をまとめた報告書が公表されているため、各自治体におかれては参照されたい。

【報告書掲載先】

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/h29shakaihukushi.html>

(実施主体：有限責任監査法人トーマツ)

また、令和2年度第三次補正予算で新設した「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」の(4)生活困窮者自立支援の機能強化事業において、感染拡大の防止の観点から、被保護者に対する就労準備支援のICT化にかかる経費を補助対象としているので、積極的な活用を図りたい。

(7) 就労自立給付金について

就労自立給付金については、平成30年10月1日から、より効果的・効率的なインセンティブとなるよう、以下のとおり見直しを行った。

【見直し内容】

- ・ 仮想積立期間の有無によらず、最低給付額を設定（単身世帯：2万円、複数世帯：3万円）
- ・ 積立率を一律10%とする

この改正により、就労や増収によって保護が廃止となった者が申請すれば一定額以上を原則受給できることとなっている。各自治体においては生活保護受給者に対して、就労自立に向けた意欲の向上を図るため、事前に給付金の周知に努めるとともに、就労や増収により保護を必要としなくなる場合は、給付金の申請等について助言や手続きの支援を行うなど、被保護者の申請が確実に行われるよう支援していただきたい。

また、過誤支給の事例があった自治体においては、「就労自立給付金の過誤支給への対応について」（令和2年1月21日付厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室事務連絡）を参考に適切に対応いただきたい。

2 生活保護世帯の子どもに対する進学等の支援について

(1) 進学準備給付金について

「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」は、「子供の貧困対策に関する大綱」

(令和元年11月29日閣議決定)の「子どもの貧困に関する指標」として設定されているが、平成31年4月時点で36.1%であり、全世帯の72.7%と比較して低い状況である。

大学等への進学支援については、これまでの高校生のアルバイト収入等の収入認定除外のほか、大学等に進学した場合の新生活立ち上げ費用として「進学準備給付金」の支給、出身世帯から通学する場合に住宅扶助費を減額しない措置を講じているところである。

については、各実施機関においては、大学等への入学を希望している者について事前に把握するとともに、対象となる世帯に対して進学準備給付金制度等の周知や申請手続に関する支援を行い、これらの進学支援が確実に適用されるようにされたい。

【参考】

○平成31年春大学等に進学した者の進学準備給付金申請状況（令和2年8月末時点）

- ・支給対象見込者 4,713 人
- ・申請者 4,600 人（97.6%）

○令和2年春大学等に進学した者の進学準備給付金申請状況（令和2年8月末時点）

- ・支給対象見込者 4,628 人
- ・申請者 4,460 人（96.4%）

(2) 高等教育の修学支援新制度について

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）が成立し、令和2年4月1日から施行されている。この法律の施行により、低所得世帯の学生等であっても社会で自立し活躍することができるよう、修学のための経済的負担の軽減を図るため、生活保護世帯の子どもを含む真に支援が必要な低所得世帯の学生等に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給の措置が行われることとなった。

これらの制度を活用することにより、生活保護世帯の子どもについても進学に伴う経済的な負担が大きく軽減され、大学等への進学の可能性が広がることとなるため、中学生・高校生の子どものいる世帯等に対して、制度の情報提供等に努められたい。

なお、社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）や生活保護世帯出身者の場合は、給付型奨学金の支給金額が、通常の住民税非課税世帯の者より上乗せする措置が講じられているので、了知の上、制度の情報提供の際にあわせて案内等を行われ

たい。

【参考：給付型奨学金（自宅通学）の給付月額】

	社会的養護を必要とする者 生活保護世帯出身者	(参考) 住民税非課税世帯の者
大学・短大・専門学校（国公立）	33,300 円	29,200 円
（私立）	42,500 円	38,300 円
高等専門学校（国公立）	25,800 円	17,500 円
（私立）	35,000 円	26,700 円

また、令和4年度に大学等へ進学を予定している者に対する予約採用については、申し込み時期が4月から始まるのでご注意願いたい。また、令和3年度に大学等へ進学する者が予約採用の申し込みができなかった場合や令和2年度時点で既に大学等に在学している者で支援を受けていない場合でも、令和3年4月の進学又は進級後に申込を行うことも可能（在学採用）となっているので、対象となる世帯の子には、学校への相談など必要な助言等も行われたい。

※ 詳細の申し込みスケジュール等はホームページにて掲載

文部科学省（高等教育の修学支援新制度 特設ページ）

<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>

日本学生支援機構

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

(3) 高校生等の進路に対する支援について

高校生等の卒業後の進路選択に際しては、中学生や高校入学直後などの早い時期から、検討や準備を行うことが重要である。実施機関においても、中高生等からの相談に応じたり、活用できる制度の説明を行うなど、丁寧な支援をお願いしたい。

【参考】生活保護世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究（平成30年6月25日公表）

○ 大学等への進学を具体的に考え始めた時期

・高校1年生まで：36.5% ・高校2年生：23.2% ・高校3年生34.3%

・その他、覚えていない等：6.0%

特に、生活保護世帯の高校生等が大学等への進学を希望する場合は、世帯分離という仕組みの活用等を通じて大学等への進学も可能であることを伝えた上で、①アルバイト収入等の収入認定除外の取扱い、②進学準備給付金、③修学支援新制度（授業料等免除・給付型奨学金）、その他活用が考えられる各種奨学金等の情報などについて、保護者だけでなく高校生等本人にも説明していただくとともに、その適切な運用に万全を期されたい。

なお、生活保護世帯を対象とした家計改善支援の事業の中で、高校卒業予定の者等に対する大学等への進学に向けた費用についての相談への対応や助言、各種貸付制度の案内等を行う事業も補助対象としているので、当該事業等の積極的な活用も図られたい。

また、就職を希望する場合は、アルバイト収入を就職活動に要する費用に充てる場合の収入認定除外の取扱いや、就職が決まった場合の、就職支度費、自動車運転免許を取得するための技能習得費、就職地に赴くための移送費等を、就職の状況に応じて適切に支給されたい。

厚生労働省においては、各実施機関が本人や保護者等に対して周知を図る際に活用いただけるよう、進路選択に当たって必要な情報や支援策等をまとめた冊子（「〇カツ！」2019年4月厚生労働省社会・援護局保護課）を作成しているので積極的に活用いただきたい。

※「〇カツ！」掲載先URL <https://www.mhlw.go.jp/content/000573346.pdf>

（４）子どもの学習・生活支援事業の活用について

生活保護世帯の子どもへの学習支援や生活習慣の改善に向けた支援については、「子どもの学習・生活支援事業」として生活困窮者自立支援制度の事業と一体的に実施しているところである。本事業は、学習に関する支援のほか、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も補助対象としている。家庭や学校以外の居場所や相談先を確保する観点からも重要な支援であることから、生活困窮者自立支援制度担当とも連携し、事業の実施拡大や支援が必要な世帯に対する参加の呼びかけなどについて積極的に取り組ま
たい。

【参考】生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する

調査研究（平成 31 年 3 月公表）

- 学校の授業がよく分かっている
 - ・小学生：69.1%（95.0%）
 - ・中学生：55.7%（89.4%）
- 先生との関係がうまくいっている
 - ・小学生：80.9%（93.5%）
 - ・中学生：77.1%（91.4%）

※括弧書きは内閣府「平成 25 年度小学生・中学生の意識に関する調査」（平成 26 年 7 月）

3 生活保護世帯に対する家計改善支援について

家計の改善支援については、家計の見える化等により、その背景にある様々な課題の認識につながることから、家計管理能力の向上のみにとどまらず、日常生活の改善や就労への意欲の喚起など、世帯の課題の解消・自立助長に効果的であると考えられる。

生活保護受給世帯に対する家計改善支援の事業については、平成 31 年 4 月から、事業の対象世帯を、保護廃止が見込まれる世帯等から、家計に関する課題を抱える世帯に拡大したところであるので、積極的な活用をお願いしたい。

実施に当たっては、生活困窮者自立支援制度による家計改善支援事業と一体的に実施するほか、家計の改善支援を行う中で、就労による収入増を目指す場合には就労支援事業との連携した支援を行うなど、効果的・効率的な支援の実施についてお願いする。

なお、平成 30 年度に実施された「家計改善支援事業実施のための教材作成及び困難事例の支援方法の開発に関する調査研究」では、生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査委員会報告書として、支援の参考事例やその実施効果をまとめた報告書が公表されているので各自治体におかれては参照されたい。

【報告書掲載先】

https://www.greencoop.or.jp/gcwp/wp-content/uploads/2019/07/Njigyou_houkokusyo_zenpen.pdf

（実施主体：グリーンコープ生活協同組合連合会）

4 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の相談者について、生活保護が必要

であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。同時に、生活保護から脱却した者等が必要に応じて生活困窮者自立支援法に基づく事業を利用することも考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。

この点については、平成30年6月の法改正においても、相互に対象者への情報提供等の措置を講じる旨の規定を盛り込み、あわせて「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成27年3月27日付社援保発0327第1号・社援地発0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知）を改正したところである。

については、改正された同通知に基づき、対象者の情報共有などを通じて適切な支援をお願いします。

また、生活保護制度又は生活困窮者自立支援制度において、就労支援や家計改善支援などの支援を受けていた者については、保護脱却後又は保護受給後も引き続き支援を受けることが望ましいことから、それぞれの支援担当者の紹介や支援状況などの情報共有などの連携強化を図るほか、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施にも努められたい。

第3 医療扶助の適正化・健康管理支援等について

1 医療扶助のオンライン資格確認の導入について

(1) 経緯

医療保険制度においては、令和3年3月から個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行されたところ。一方で、生活保護の医療扶助については、令和元年12月20日に閣議決定された「新デジタル・ガバメント実行計画」において、個人番号カードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度中の導入を目指し検討を進めることとなっている。

(2) 医療扶助における対応の検討

この閣議決定を踏まえ、昨年、有識者・自治体関係者からなる「医療扶助に関する検討会」（座長：尾形裕也九州大学名誉教授）において議論が行われた。その結果、医療保険制度と異なる医療扶助制度の特性を踏まえつつ、医療扶助の資格確認を、原則として個人番号カードによる電子資格確認により行う運用とすること等を内容とした報告書が取りまとめられた（令和2年11月30日）。また、同年12月17日に開催された社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会においても、当該検討会報告を踏まえて具体的な検討を進めていくべきとされたところ。

報告書において、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入は、現在、紙により行われている医療券等の発行事務の省力化や、誤った診療報酬請求等の事故防止に繋がり、福祉事務所、医療機関、薬局等の事務負担が軽減されることが期待されるとともに、生活保護の被保護者に対しても、医療券を福祉事務所の窓口に取りに行くという手間が不要となり、また、医療機関の窓口で、医療保険制度の被保険者と同様の形で資格確認を行うことができるといったメリットがあること。更に、診察時に必要な情報を閲覧できるようにになれば、より良い医療サービスの提供を受けることも可能になるといったメリットもあるとされ、導入にあたっては、福祉事務所のシステム改修は可能な限り効率的にすること、医療保険のオンライン資格確認等システムの基盤を可能な限り活用するなど、使いやすく効率的な制度とすること、医療扶助特有の機能の維持した仕組みづくりについても提言されている。

報告書において提言された、検討すべき課題や方向性は以下のとおり。

【医療扶助のオンライン資格システムの導入の課題や方向性】

- ① 医療扶助におけるオンライン資格確認は、原則として個人番号カードにより行う運用とする。ただし、医療機関等でオンライン資格確認の設備が整っていない場合の受診等については、医療券を併用する等の措置により、必要な受診に支障がないようにする。
- ② 福祉事務所のシステム改修は、可能な限り既存のシステムや回線の活用等を含め、効率的に行う方向で検討する。
- ③ 医療扶助におけるオンライン資格確認は、使いやすく効率的な制度とするため、医療保険のオンライン資格確認等システムの基盤を可能な限り活用し、出来るだけコストがかからない、安全で効率的な仕組みとする。具体的には、被保護者の資格情報を福祉事務所がオンライン資格確認等システムに登録することとし、医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。そのための必要な事務は福祉事務所が社会保険診療報酬支払基金に委託する。
- ④ 医療扶助における適切な受診を確保する仕組みを維持するため、オンライン資格確認等システムには、氏名、福祉事務所、受給者番号に加え、福祉事務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録することとし、委託された医療機関等において医療扶助受給者が資格確認を行った場合、当該医療機関等に医療扶助の実施が委託されている旨が伝わり、これに応じて診療報酬の請求、審査支払い等が行われる仕組みとする。
- ⑤ 福祉事務所からの委託がなされていない医療機関等についても、被保護者が救急時等に医療扶助による受診をすることがあることから、一定の情報の確認を可能とすること等により、事後的な委託が可能となる仕組みとし、必要な受診に支障がないようにする。このため、被保護者となった段階で、一定の情報をオンライン資格確認等システムに登録することも検討が必要。
- ⑥ 利便性の高い仕組みとするようにし、資格等の情報が可能な限り自動的かつ速やかに福祉事務所から送付され、資格等の反映が行われるシステムとするとともに、福祉事務所が適切に受診状況を把握できるよう検討する。

(3) 今後のスケジュール案

令和3年においては、新たな資格確認方法として電子資格確認により実施すること等

について法律に規定する必要があることから、今般の通常国会に提出された「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」において、生活保護法の改正案が盛り込まれている。

また、オンライン資格確認については、令和5年度中の導入を目指しているが、上記の課題や方向性を踏まえた、具体的な運用方法や必要なシステム改修についての詳細については、令和3年度に実施する調査研究事業や自治体関係者等のご意見も踏まえながら検討することとしており、順次お示ししていきたい。

各自治体等におけるシステム改修は、現時点においては、令和4年度以降を想定しているが、来年度においては、改修の補助に必要な予算の確保についても検討していくこととしている。

2 被保護者健康管理支援事業について

(1) 事業の概要について

被保護者は、多くの健康上の問題を抱えるにもかかわらず、健康増進法（平成14年法律第103号）による健診受診率や健康に向けた諸活動が低調な状況にある。また、多くの被保護者は医療保険者が実施するデータヘルスの取組の対象とはなっていないが、福祉事務所による健康に関する支援は一部においてのみの実施となっている。

こうした状況を踏まえ、平成30年の生活保護法改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設され、令和3年1月から必須事業として施行されたところ。

本事業は、多くの健康課題を抱えていると考えられる被保護者に対しては、経済的自立のみならず日常生活自立・社会生活自立といった観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があるという考え方により、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進するものであり、全福祉事務所で確実に実施されるよう必要な配慮をお願いしたい。

被保護者健康管理支援事業の進め方としては、全体でPDCAサイクルを構築している必要があり、具体的な流れは以下のとおり。

- ① 自治体毎に現状の医療・健康等情報を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握
- ② それに基づき自治体毎に事業方針を策定（以下の取組例のオに加え、ア～エから一

つ以上を選択。)

ア 健診受診勧奨

イ 医療機関受診勧奨

ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援

エ 主治医と連携した保健指導・生活支援

オ 頻回受診指導（同行受診指導や、医療券発行の際の指導を含む）

③リスクに応じた階層化を行い、集団または個人への介入を実施

④事業評価を行い事業方針に反映

※①～④については一体的に運用し、PDCA サイクルを構築する必要があるものの、毎年度それぞれを実施する必要性があるわけではなく、例えば前年度に①の健康課題の把握等が十分になされている際には、②や③から当該年度の事業を運営することも考えられる。

事業の実施にあたっては、健康増進事業を担当している各市町村の保健部局に対して健康増進法に基づく健康診査の受診状況等の情報提供を求め、未受診者に対しては、健康診査の受診勧奨を行ったり、健診結果が芳しくない場合などには健康増進事業として実施している事業へ被保護者をつなげるなど、保健部局と協力することが重要であるため、被保護者健康管理支援事業の企画段階から、保健部局と連携体制を構築することが重要である。このほか、被保護者の状況に応じた健康管理支援をきめ細かく実施するために、介護関係部局などの行政内部の他部局や地域の社会資源との連携体制についても構築しておくことが求められる。さらに、事業の実施にあたっては、現状の調査・分析や介入の実施等において外部委託を活用することも考えられる。その際、国民健康保険の保険者と情報共有を行い、保険者が実施する保健事業を実施する主体（医療機関や民間企業等）へ委託すること等により、国民健康保険分野におけるデータヘルスに関する取り組みと一体的に実施していただくことも考えられる。

なお、被保護者健康管理支援事業の事業計画を策定する福祉事務所及び保健部局の保健師等をはじめとする、本事業に関わるスタッフに参照いただくことを想定し、「被保護者健康管理支援事業の手引き」（令和2年8月21日付事務連絡）を配布しているので参考とされたい。また、併せて全国データ等についても参考に周知しているので、事業の実施にあたり活用されたい。

なお、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴い、今般の通常国会に提出している「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」による生活保護法の改正案に、被保護者健康管理支援事業の実施に必要な時は、被保護者に関する特定健診に相当する検診等の情報の提供を、福祉事務所が市町村長等に対し求めることができる旨の規定の創設を盛り込んでいる。

(2) 来年度の関連事業について

被保護者健康管理支援事業関連予算は、法施行後、生活困窮者自立支援事業費等負担金（負担率 3/4）に統合された。これにより「レセプトを活用した医療扶助適正化事業のうち、健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集等」及び「健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業」、「頻回受診指導を行う医師の委嘱促進」は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金から生活困窮者自立相談支援事業費等負担金へ移行しており、令和3年度予算案においては、本事業を平年度として実施するために必要な経費を計上している。

3 頻回受診の適正化について

頻回受診対策については、平成30年度には、頻回受診の指導対象となる者の範囲を「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者」とする通知の改正を行い、各自治体においては、こうした考え方により対象者を抽出し、指導に繋げていただいているところである。

しかしながら、毎年自治体報告からは、適正受診指導を行ってもなお改善されない者が、未だ、指導対象者全体に対し50%程度存在することがわかっているところ。

平成30年度以降、更なる対策として、

- ①一定回数以上の頻回受診者について、医療機関受診の際に同行支援員が付き添うなどの指導強化を行う事業
- ②医学的知見に基づく判断が重要であるという観点から、かかりつけの医師と協議の上、患者指導を行う医師の人件費を助成する事業、
- ③頻回受診指導を行っても指導に従わず、改善が見られない者のみを対象として、有効期限が1箇月より短い医療券を発行し、指導の機会を創出する取組

を実施した自治体に対する補助事業を実施してきたが、これらの取り組みは、先述のとおり、被保護者健康管理支援事業の事業メニューとして実施することが可能になり、恒久的に予算措置できることとなることから、積極的に活用し、更なる頻回受診対策に取り組んでいただきたい。

なお、頻回受診者に対する適正受診対策については、従来から「新経済・財政再生計画改革工程表（経済財政諮問会議決定）」において、施策目標（※）が掲げられているところであるが、昨年末にまとめられた「新経済・財政再生計画改革工程表2020（経済財政諮問会議決定）」において、「頻回受診対策については、現在開催している「医療扶助に関する検討会」の議論や2021年度までの実績等を踏まえ、該当要件についての検討を2022年度までに行う」こととされたところであり、今後も更なる対策が必要となる可能性があるので、御承知おき願いたい。

（※）頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021年度において2017年度比
2割以上の改善】

4 子どもとその養育者への健康生活支援について

平成30年度より、生活保護受給世帯の子どもやその養育者に対し、子どもの頃から健全な生活習慣の確立や健康を増進することを目的とした「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業（補助率10/10）」を実施しているが、本事業は、来年度予算案においても同様に実施できるものとして計上しているところ。生活習慣の多くが幼少期に作られ、保護者が用意する環境が、その子どもに強い影響を及ぼし、生活習慣病が世代間で連鎖する傾向も認められる事から、各自治体におかれては積極的に当該モデル事業を活用していただきたい。

なお、子どもの医療に係る支援については他機関との連携が難しい等の要因もあり、取り組みを進めにくいとの意見もあることから、令和2年度の厚生労働省社会福祉推進事業において、全国の取組を調査し、実現可能で効果的な支援のあり方や好事例について検討しているところであり、まとまり次第、公表し周知したい。

5 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について

被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師

に情報提供を行う予算事業を平成29年度から実施している。また、昨年度から、被保護者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、特定されたお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認を行うモデル事業を、「お薬手帳を活用した重複処方の適正化」として実施しており、いくつかの自治体において実施しているところである。

こうした事業については来年度予算案においても同様に実施できるものとして確保したところであり、薬局へのアクセス等、地域の実情を踏まえつつ、各自治体においては実施に向けて積極的に検討いただきたい。

6 後発医薬品の原則使用について

生活保護受給者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医師等が医学的知見等に基づいて、使用できると判断した場合には後発医薬品の使用を原則とする取扱いとされ、平成30年10月1日に施行されたところ。

原則化の影響や各自治体における積極的な取組により、令和元年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合は86.2%となり、政府目標である80%を達成したところであり、各自治体の取組に感謝申し上げる。なお、医療全体の後発医薬品の新たな使用割合目標（現行は2020年9月までの目標）について、目標の達成状況や地域差等を踏まえ、年度内を目途に結論を得ることとされており、今後、医療扶助においても新たな目標の設定を行う可能性があり、引き続き、適正な運用をお願いしたい。

7 施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成13年12月13日社援保発第58号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診した上でなければ施術を受けられない旨指導を行っている例があるとの指摘がある。

また、施術を希望する者に対して、一律に医療機関を受診するよう指導することや、整形外科以外の診療科の医師同意を有効とみなさないことは、医療扶助の運営において適切な取扱いではない。

このため、改めて上記について周知徹底をお願いするとともに、医師の同意については、ケースワーカー等に対して、あらためて下記医療扶助運営要領の取扱いの周知徹底をお願いする。

(医療扶助運営要領第3-7)

- ・柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

(「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」問20の2)

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要とされているが、医師の同意の必要性を判断するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいのか。

答 被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、施術の給付要否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付要否意見書の所要事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めべきである。設問の場合、指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な支給について」（平成23年3月31日社援保発0331第7号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところである。厚生労働省保険局より発出されている「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について」（平成29年9月4日保医発0904第2号厚生労働省保険局医療課長通知）において、柔道整復療養費審査委員会に重点的審査事項として、同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」に関することが追加されるなどしているが、こうした施術が実施されている被保護者に関する病状調査についても当該社会・援護局保護課長通知でお願いしているところであるので、上記の事項と併せて当該社会・援護局保護課長通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

8 通院移送費の適正な給付の徹底について

通院移送費については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段により、最小限度の実費を給付することとしているが、こうした仕組みを適切に周知できていないこと等により、漏給または濫給の事案が発生している場合がある。

各地方自治体におかれては、本取扱いについて再度確認の上、保護開始時等に適切に周知を行う等、対応について遺漏なきようお願いする。

9 その他

(1) 生活保護受給者の割合が高い病院・診療所について

昨年末にまとめられた「新経済・財政再生計画改革工程表 2020（経済財政諮問会議決定）」において、医療扶助適正化の観点から、「生活保護受給者が通院・入院する割合が高い病院・診療所について 2021 年度中に調査を行う。」とされているところであり、今後、該当自治体へ状況を確認させていただく可能性があるため、その際にご協力をお願いしたい。

(2) 社会保険診療報酬支払基金の「レセプト電子データ提供事業」について

現在、実施機関側から診療内容に疑義がある場合、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という）に対する再審査請求がされているところ。これまで、支払基金における審査の受付にあたっては、支払基金の提供様式と同一様式でなくても受け付けられ、追って原本レセプトの返送依頼が実施機関に対して行われていたところであるが、今後、再審査処理を厳格化するため、支払基金提供様式と同一様式での受付に統一（※）する見直しが行われるとのこと。

富士通 Japan 株式会社のレセプト管理システムは、電子レセプトの画像データを生成する機能が無いことから、利用自治体によっては、支払基金の「レセプト電子データ提供事業」（※）で電子レセプト画像データを購入し対応しているところであるが、現在、約 50 の実施機関においては未活用となっていることから、そうした実施機関に対しては、上記見直しの影響を受ける可能性があるため、「レセプト電子データ提供事業」の活用について周知いただき、検討をお願いしたい。

なお支払基金による「レセプト電子データ提供事業」の活用にあたっては国庫補助の対象経費となっているので、適宜協議いただきたい。

- ※ 「資格の疑義」による再審査請求については従来どおりの帳票でも可能とのこと。
- ※ 社会保険診療報酬支払基金・オンラインによるデータ提供利用料(税込)(令和2年度の場合)

電子レセプト(画像+テキスト)1.5円/件

https://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/jigyonaiyo_03/index.html

第4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について

1 無料低額宿泊所の届出の推進について

改正社会福祉法に基づき、令和2年4月1日より無料低額宿泊所の最低基準が、各自治体の条例により施行している。この最低基準はいわゆる「貧困ビジネス」への対策として、規制を強化したものである。この基準が実効性を発揮するよう、各自治体においては、無料低額宿泊所に該当する事業所の有無を把握し、必要な届出勧奨を行い、無料低額宿泊所の届出の推進を確実に進められたい。

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年厚生労働省令第34号)第2条における無料低額宿泊所の範囲については、次のいずれかの事項を満たす場合は、無料低額宿泊所にあたるものとしている。

- ①入居の対象者を生計困難者に限定している場合(明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)
- ②入居者のうち概ね50%以上が被保護者であり、居室の利用に関する契約が賃貸借契約以外の契約である場合
- ③入居者のうち概ね50%以上が被保護者であり、利用料(居室利用料及び共益費を除く)を受領してサービスを提供している場合

上記に該当する事業所については、その事業所の意向に関わらず、「社会福祉事業を営業者」として届けを行う義務が生じていることに留意すること。

届出が必要であると考えられる無届の事業所が確認できた場合、当該地域を所管する自治体においては、当該事業所の事業者が無料低額宿泊事業を行い、「社会福祉事業を営業者」に該当するとの相当程度の心証が得られれば、社会福祉法第70条に基づく調査を行うことが可能であることから、必要な対応をお願いする。

※「無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について」(令和2年12月11日付 社援保発1211第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を参照

なお、都道府県が無料低額宿泊所の届出を受理した際には、速やかに事業所が所在する市町村に届出があったことについて情報を共有するようお願いする。

また、自治体のホームページ等で届出済の事業所について情報を公表するなどして、入居を検討する者が事業所を円滑に選択できるように情報提供に努められたい。

2 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設への指導について

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の適正な事業運営を図る観点から、

- ・「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について」(令和2年3月27日付社援発0325第14号厚生労働省社会・援護局長通知)
- ・「日常生活支援住居施設の認定要件に関する指導検査要綱及び指導検査事項について」(令和2年11月5日付社援発1105第8号厚生労働省社会・援護局長通知)

をそれぞれ発出している。

指導検査方法については、両通知において、定期的を実施する一般検査及び事業運営に不正等が確認された場合の特別検査の実施を規定しているところであるが、都道府県・指定都市・中核市におかれては、施設の届出・認定数等に応じて、まずは、令和3年度以降の各年度に実施する一般検査にかかる指導検査計画の策定をお願いしたい。なお、日常生活支援住居施設は無料低額宿泊所が認定を受けるものであることから、両施設の指導検査を一体的に実施するなど事業者及び自治体における事務の効率的な実施に努められたい。

また、それぞれの検査事項については、「日常生活支援住居施設指導検査事項」及び「無料低額宿泊所指導検査事項」を示しているところであるが、各検査事項を参考として、各自治体において指導検査事項を策定するなど、円滑な指導検査に向けた準備を進められたい。

3 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設にかかる住宅扶助の取扱い

住宅扶助の決定においては、居室等の床面積に応じた限度額を適用することとされているところであるが、これまで適用対象外としてきた無料低額宿泊所においても、令和2年10月より適用することとしたところである。また、間仕切壁が天井までに達していない、いわゆる「簡易個室」については、解消までの経過措置期間を令和5年度末までとしているところであるが、これとは別に限度額を設定しており、令和3年4月より段階的に適用することとしている。

無料低額宿泊所を所管する自治体におかれては無料低額宿泊所の個室化、簡易個室の解消、床面積等最低基準の確保について計画的に進められたい。

※「無料低額宿泊所等における住宅扶助の認定について（通知）」（令和2年8月24日付社援保発第0824第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）参照

4 無料低額宿泊所の入居者等への居宅生活移行への支援について

令和2年度に実施していた「居宅生活移行総合支援事業」及び「居宅生活移行緊急支援事業」を再編し、令和3年度予算案においては、新たに「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」として居宅生活への移行を支援する事業を計上している。本事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により居住不安定者が今後増加し、支援の長期化が見込まれることも踏まえ、これまでの無料低額宿泊所の入居者に加え、その他の居住支援を必要とする被保護者や生活困窮者も支援対象とし、生活保護制度と生活困窮者支援制度の垣根を越えて一体的に実施することを可能としたものである。追って、実施要綱をお示しすることとしているが、事業内容については、「居宅生活移行緊急支援事業」と同様の内容となる予定である。

なお、これまでの住まい対策関連事業の実施自治体数が少ない状況（注）もあり、事業の実施に当たっては、引き続き、無料低額宿泊所の運営法人への委託等も可能な仕組みとしていることから、地域の居住支援法人とも連携しつつ積極的な事業の実施をお願いしたい。

（注）

- ・令和2年度当初予算「居宅生活移行総合支援事業」（6.0億円）（実施自治体数：30自治体）
- ・令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」（25.7億円）（実施自治体数10自治体）

（参考）

- ・令和3年度予算案「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」（7.4億円）

5 日常生活支援住居施設の管理者等への研修の実施

平成30年度から令和元年度にかけて開催した社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会において、日常生活支援住居施設の従事者には一定の専門性が求められ、研修の必要性に関して意見があったところである。また、日常生活支援住居施設においては、利用者に対してアセスメントを実施するとともに個別支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行うこととされている。これらに適切に対応するため、調査研究事業の成果を踏まえ（※）、令和3年度より管理者、生活支援提供責任者等を受講対象とした資質向上のための研修（委託事業）を行う予定としている。なお、日常生活支援住居施設の運営に当たっては、保護の実施機関との連携が重要

であることから自治体職員の聴講も可能とする予定としている。

開催日時等については、別途お知らせすることとしているが、事業者への周知や自治体職員の参加、その際の受講者の推薦事務等に関する協力等をお願いする。

※ 令和2年度の社会福祉推進事業において、「日常生活支援住居施設の日常生活上の支援及び職員養成研修の在り方に関する調査研究事業」（一般社団法人居住支援全国ネットワーク）を実施し、研修ガイドライン、テキスト等を開発するとともに基礎研修（令和3年2月10日、12日）、応用研修（2月19日）を実施。

6 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の施設整備費補助

（令和2年度第三次補正予算、令和3年度予算案【社会福祉施設等施設整備補助金】）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度第三次補正予算において、第一次補正予算に続いて無料低額宿泊所の個室化改修の予算を計上している。また、多人数部屋、簡易個室を持つ無料低額宿泊所を所管されている自治体におかれては、最低基準において定められている個室化の猶予期間（令和4年度中まで）の間に個室化改修が完了するよう、あわせて事業者への働きかけをお願いするとともに、本補助金の活用を図られたい。

また、日常生活支援住居施設については令和3年度予算案において新たに施設整備補助の対象とし、①新築 ②既存施設の改修 両方の需要に対応可能としているので、事業者への働きかけ及び補助事業の活用を検討されたい。あわせて、設置者負担分については独立行政法人福祉医療機構からの融資が可能となっていることを申し添える。（第1の1の(3)参照）

7 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等における防火安全対策

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策については、平成30年1月の札幌市の施設火災を受けて、消防庁・国土交通省と3省庁連名で通知（「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20日付社援保発0320第1号・老高発0320第1号・消防予第86号・国住指第4678号））を発出し、福祉部局・福祉事務所・消防部局・建築部局の連携による防火安全対策の助言や、無料低額宿泊所、有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保等について依頼をしているところである。来年度においても引き続き、本通知に基づいて施設に対する助言指導等をお願いする。

また、昨年から、社会福祉施設等施設整備費補助金において、無料低額宿泊所のうち日常生活の支援が必要な方が多く入居されている施設を対象として、スプリンクラーの設置など防火関係の設備費用への補助事業を設けたところである。

さらに、来年度からは、上記整備事業に係る日常生活支援住居施設の事業主負担分等について独立行政法人福祉医療機構の融資対象とすることとしている。(対象法人:社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人)

各自治体におかれては、無料低額宿泊所を運営されている事業者に周知の上、積極的な活用に向け検討をお願いしたい。

第5 保護施設の適切な運営等について

1 保護施設等における感染拡大防止対策への支援（補助金・交付金による予算措置）

保護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策としては、令和2年度補正予算において、以下の支援を実施している。

なお、③の令和2年度第三次補正予算で計上している「新型コロナウイルス感染症サーフティネット強化交付金」については、繰越明許費としたうえで、令和3年度実施分にかかる所要見込額調べを実施したところである。

令和3年1月に緊急事態宣言が発出されており、保護施設においても引き続き感染発生・拡大の防止に努められたい。

① 令和2年度第一次補正予算

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金・国庫補助率 10/10）

- （ア） マスクや消毒用アルコール等の衛生用品の緊急調達や、施設消毒委託等に要する費用への補助
- （イ） 主に多人数部屋において、個人のスペースを確保するためのパーティションの設置にかかる費用への補助
- （ウ） 無料低額宿泊所において発熱症状等が出た場合に、施設外に一時滞在場所を確保し一定期間の滞在と見守りに要する費用への補助

② 令和2年度第二次補正予算

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金・国庫補助率 10/10）

① の事業内容に加え、

- （エ） 救護施設職員に対する慰労金の支給
- （オ） 保護施設の事業継続を支援するため、職員自ら施設消毒等に従事した際の超過勤務手当、他施設に応援職員を派遣した場合のかかりまし経費の補助

なお、今般の感染者数の増加を受け、入所者及び施設職員が保健所の指示による行政検査を受けられない場合について、民間機関におけるPCR検査及び抗原検査の受検にかかる費用も補助対象としているので、状況に応じて活用されたい（③においても取扱継続）。

(カ) 授産施設における新型コロナウイルス感染症の影響による生産活動収入の減収対応費用への補助
等

③ 令和2年度第三次補正予算

ア 上記①及び②の(オ)、(カ)の事業内容を引き続き実施するための経費を計上
(新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金・国庫補助率 3/4)
(指定都市、中核市分も含めて都道府県にてとりまとめ)

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の創設	
【要旨】	令和2年度 第三次補正予算: 140億円
<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々を対象とする生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県を中心とした取組を包括的に支援する。</p>	
【事業内容】	【事業スキーム】
<p>1. 感染症対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護施設等における衛生管理体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 感染症対策に要する衛生用品購入 ▶ 感染者発生時の消毒対応 ▶ 感染が懸念される入所者の一時的な居所確保 等 <p>2. 生活や住まい等に関する支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉事務所や自立相談支援機関における相談支援体制の強化 ○ 生活困窮者自立支援の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 家計改善支援員による改善指導の強化 ▶ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援、一時的な居所確保の強化 等 ○ ひきこもり当事者・経験者による相談支援の推進 ○ 自殺相談体制、自殺予防に関する人材養成・普及啓発の強化 <p>3. 非対面方式による支援環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ICT等を活用した就労支援メニューの開発・機器整備 ○ 子どもの学習・生活支援の遠隔実施の環境整備 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施主体: 都道府県(交付対象者) ※事業の実施に当たっては、都道府県の直接実施に加え、都道府県から補助を受けた市町村等が実施主体となる場合がある。 ○ 補助率: 国 3/4

イ 社会福祉施設等施設整備費補助金での個室化支援(障害保健福祉部予算に一括計上)

多床室や多人数部屋での感染拡大を防止する観点から、救護施設、更生施設、宿所提供施設及び無料低額宿泊所の個室化等に要する費用を計上
(国庫補助割合: 国 1/2、自治体 1/4、事業者 1/4)

2 保護施設等関係予算について

保護施設の運営費については、令和2年度の人事院勧告を踏まえて保護施設事務費の

支弁基準の改定を行い、令和2年4月から適用したところである。

令和3年度予算案においては、保護施設における措置人員及び各種事業の実施か所数の増等に必要な額を計上するとともに、保護施設事務費の支弁基準について所要の改正を行うこととしている。

令和2年度当初予算	令和2年度補正後予算	令和3年度予算案
301億円	301億円	302億円

なお、上記の保護施設事務費とは別に、日常生活支援住居施設への委託事務費（負担率3/4）に必要な額として、令和3年度予算案に26.8億円を計上している。

3 保護施設の整備について

保護施設の整備については、社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者関係施設及び保護施設分）において、令和3年度予算案として48億円を計上するとともに、令和2年度第3次補正予算において82億円を計上し、計画的に整備を推進することとしている。

令和元年に続き、令和2年も多くの自然災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、インフラの毀損による二次被害が生じた。

政府においては、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）（以下「緊急対策」という。）を取りまとめ、それに基づき社会福祉施設等の耐震化整備、ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を進めてきた。

緊急対策は今年度末で終了となるが、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年12月11日に閣議決定され、引き続き、社会福祉施設等の耐震化対策、ブロック塀等対策、非常用自家発電設備対策を進めるとともに、新たに水害対策強化を進めることとされた。

（首相官邸ホームページ：

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/index.html

参照)

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、保護施設等の多床室の個室化改修等についても支援することとしている。

なお、国庫補助協議のスケジュールについては、以下のとおり予定しているので施

設整備担当部局と連携のうえ、ご協力願いたい。あわせて、設置者負担分については独立行政法人福祉医療機構から融資が可能となっていることを申し添える。

(国庫補助協議のスケジュール)

- ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- ・地方自治体から協議書の地方厚生（支）局への提出 3月中
- ・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング 4月中

4 保護施設事務費における感染拡大防止対策

① 特別基準の加算措置としての位置付け

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年7月より保護施設事務費に特別基準を設定し、

- ・ 保護施設における新規入所者等を一定期間、施設外において健康観察するための一時滞在場所の確保と見守りにかかる経費
 - ・ 施設の事業継続計画（BCP）の策定、職員向け感染拡大防止研修の経費
- を対象とした施設事務費における対応を実施している。

令和2年度においては、厚生労働省に対する特別基準の設定に係る協議・承認の手続きをお願いしていたところであるが、令和3年度においては、上記の特別基準に関する協議・承認手続きを廃止し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を迅速に進めるため、新たに保護施設事務費負担金の加算として位置づけ、他の加算と同様に取り扱っていただくことを予定している。

なお、各都道府県におかれては、地域における感染状況やこれまでの当該施設における対応等を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止に必要な限度において適切な所要額となるよう精査をお願いする。特に一時滞在場所の確保と見守りに係る経費については、申請施設において、年間を通じた新規入所の予定や入居者の入院等の状況等を踏まえた計画的な実施予定となっているかについて、可能な限り確認をお願いする。

上記を踏まえ、管内の保護施設に周知をお願いしたい。

②救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正

保護施設の最低基準（厚生労働省令）において、感染症や災害発生時における業務継続計画の策定、感染症等の発生の予防・まん延の防止等に関する規定を設けることとし、令和3年8月1日より施行する（業務継続計画の策定及び感染症等の発生の予防・まん延防止対策については、令和6年3月31日までこれらの措置を努力義務とする経過措置を置く）ことを予定している。各自治体におかれては厚生労働省令に基づく条例の改正について対応されるとともに、管内の保護施設への周知及び可能な限り早期の事業継続計画の作成等の取組について働きかけをお願いしたい。

なお、施設の事業継続計画（BCP）の策定にあたっては、「社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和2年6月15日付事務連絡）も参考にいただきながら取組を進められたい。

（改正スケジュール等）

令和3年2月5日～3月6日	パブリックコメント
令和3月下旬	改正省令公布
令和3年8月1日	改正省令施行

③ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の附帯決議

令和3年2月3日に成立した「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、以下のとおり示されている。保護施設においても、衛生主管部局と連携し、職員等の検査体制の強化を図られたい。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（抜粋）

十八 医療機関、介護施設、障害者支援施設等の職員等に対する検査を徹底するとともに、エッセンシャルワーカーを含め社会経済活動のための検査が受けやすくなるよう、検査体制の強化に努めるとともに環境整備を進めること

5 社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品等の確保について

これまで、社会福祉施設等（高齢者関係、障害者関係、子ども関係、生活困窮者関係）への新型コロナウイルス感染症対策の支援として、衛生・防護用品について、緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がり等により不足する事態に備えるため、衛生・防護用品（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、ヘッドキャップ、

使い捨てマスク、使い捨て手袋)について、国が直接調達して、都道府県・指定都市・中核市に一定数量の配布を行っている。

令和3年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行状況や都道府県等からの配布要望等に応じて、衛生・防護用品の供給支援を行う予定としているので、保護施設等における自主的な取組、補助事業を通じた保護施設等への支援に加え、本支援についても状況に応じた活用をお願いする(参考資料「社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品の確保について」参照)。

6 予算執行調査について

令和2年度予算に関連して、保護施設における居宅移行について財務省による予算執行状況調査(注)が実施され、その調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性が以下のとおり示された。

- ・ 保護施設の利用者の入所期間が長期となっている中、生活保護の原則である居宅保護に向けた施設からの居宅移行を促進するため、「居宅生活移行総合支援事業」や「居宅生活訓練事業」を適切に活用するとともに、新たに創設された日常生活支援住居施設も活用しながら、入所者の地域移行に向けた取組をより一層推進すべき。
- ・ 保護施設への報酬体系のあり方についても、地域移行を促す観点からの見直しを検討すべき。
- ・ 訪問調査の機会などを通じて、福祉事務所、利用者及び保護施設の間で十分な意思疎通を図りながら、居宅生活の可能性の判断等のアセスメントや、他法他施策活用の検討など、今後の援助方針について福祉事務所による関与を強化すべき。

上記、今後の改善点・検討の方向性への対応として以下の対応を進めているところであるのでご留意いただきたい。

- ・ 予算を拡充した「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」や、「居宅生活訓練事業」、日常生活支援住居施設の活用をより一層促すとともに、令和2年度に実施している「保護施設入所者の地域生活移行等の促進を図るための調査研究事業」の調査研究結果も踏まえ、更なる居宅移行の促進について検討を行う。
- ・ 報酬体系のあり方について引き続き検討を進めるとともに、令和3年度において、居宅生活訓練事業における職員配置の拡充等を実施することとしており、本事業の

活用により保護施設入所者の地域移行を一層推進していく。

- ・ 居宅移行を促進するため、保護施設入所者に対する援助方針の策定等における福祉事務所の関与の重要性について、地方公共団体に対して、生活保護関係全国会議等を通じて周知を行う。

(注) 予算執行調査の概要 (財務省 HP より)

- ・ 予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しにつなげていく取組み。

7 保護施設入所者に対する福祉事務所の適切な関与

保護施設に入所している者に対する福祉事務所の関与については、上記6の予算執行調査により、「訪問調査の機会などを通じて、福祉事務所、利用者及び保護施設の間で十分な意思疎通を図りながら、居宅生活の可能性の判断等のアセスメントや、他法他施策活用の検討など、今後の援助方針について福祉事務所による関与を強化すべき」との指摘がされているところである。従前より、保護施設入所者については1年に1回以上訪問することにより、生活状況等の把握等をお願いしているところであるが、引き続き、訪問調査を着実に実施していただくとともに、その際、当該入所者に係る居宅生活への移行の可能性やその取組状況、他法他施策によるサービスの活用の可能性について保護施設の職員と意見交換を実施し、援助方針に反映させるなど保護の実施機関として必要な取組をお願いしたい。

8 救護施設等入所者の居宅生活への移行の取組みの推進

救護施設入所者の地域移行をより一層強化するため、これまで救護施設居宅生活訓練事業において、支援対象人数に応じた単価の限度額が5人以上(単価約76万円/月・職員2名以上)の設定となっているところ、更なる地域移行を促進する観点から職員配置及び居室確保に係る経費の拡充を行い、当該限度額を10人以上(単価約115万円/月・職員4名以上)に拡大する。救護施設を所管する自治体におかれては救護施設への周知及び事業の拡充について積極的に働きかけをお願いする。

9 社会福祉施設等の水害・土砂災害対策等の徹底について

(土砂災害防止法及び水防法に基づく避難確保計画)

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局との連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、土木（砂防・河川）部局・危機管理部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等の避難確保計画作成状況及び訓練実施状況を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）」や「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）」、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月厚生労働省・国土交通省）」を参考に、あらゆる機会を通じて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年11月には、総務省からの「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」（平成29年5月）を受け、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているので、各都道府県等におかれては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画の砂防部局への情報提供、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなど、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

(津波対策)

津波対策については、平成28年熊本地震や平成30年北海道胆振東部地震など、近年震度7を観測する地震が各地で発生していることから、全国で地震に伴う津波対策を推進する必要がある。津波は台風等と異なり地震発生後のわずかな時間で来襲することがあり、事前に予測することが困難であることから、児童、障害者、高齢者等の災害時に避難に時間を要する要配慮者が多数利用する社会福祉施設等は、津波災害に備えた十分な避難対策を講じておく必要がある。

各都道府県等におかれては、津波防災地域づくり法（国土交通省所管）第54条第4項に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の社会福祉施設等には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられているので、「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について

（周知及び指導・助言依頼）」（令和元年6月17日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）も参考にさせていただきながら、管内市町村及び保護施設に対し、早期に避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施していただくよう指導・助言等をお願いする。

(保護施設における非常災害対策計画)

救護施設、更生施設、授産施設（社会事業授産施設を含む）及び宿所提供施設における非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、平成28年台風10号に伴う水害により、高齢者施設において多数の利用者が亡くなったことを受けて、現状を点検し、必要に応じ指導・助言を行うとともに、点検結果の当省への報告をお願いした。

当該結果については、「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（令和2年7月22日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）を发出したところであるが、非常災害対策計画（以下「計画」という。）の策定率が82.6%（暫定値）となっており、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた計画を策定していない施設が散見されたところである。

都道府県等におかれては、改めて管内市町村及び救護施設等に対し、適切な計画の策定や避難訓練の実施について周知・徹底いただくとともに、必要に応じて土木（砂

防・河川) 部局等と連携した上で、施設が属する地域・地形で起こりうる災害に対応できる計画の策定等が速やかに行われるよう、指導監査等のあらゆる機会を通じて重点的な指導・助言をお願いします。

なお、水防法及び土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」は「非常災害対策計画」に必要事項を追記する形で作成することが可能であり、市町村への報告を求められる。

これについては、「要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練実施の徹底について（依頼）」（平成29年8月23日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）により周知されているところであるので念のため申し添える。

10 防火安全対策の徹底について

平成 30 年に北海道札幌市の高齢者等が多く入所する施設において火災が発生し、11 名の入所者が死亡するという痛ましい事故が発生したことを踏まえ、「避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について」（平成 30 年 2 月 2 日付厚生労働省社会・援護局総務課長ほか課長連名通知）を発出し、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すよう、施設管理者に対し改めて周知徹底をお願いしたところであり、保護施設において防火安全対策の更なる徹底が図られるようお願いする。

11 インフラ老朽化対策の推進について

インフラ老朽化対策については、平成 25 年 11 月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）において、今後、老朽化が進行した公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が示されたところである。

これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成 27 年 3 月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、さらなる取組として、「インフラ老朽化対

策の今後の取組について」（平成 29 年 3 月 23 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、令和 2 年度末までに公立の社会福祉施設等については、個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」の策定を推進することとしている。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定）では、個別施設計画の策定率を令和 2 年度末までに 100%とすることを目標として掲げている。

一方、公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、毎年、策定状況を報告いただいているところであるが、公立の保護施設及び公立の社会事業授産施設においては、令和 2 年 3 月末日時点の調査によれば、策定見込みが 98%になるものの、未だ策定率は 53%と低調な状況にある。

厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引（「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について（令和元年 12 月 27 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知））を作成しているの、未だ策定されていない地方公共団体におかれては、本年度が最終年度でもあることから、本手引を活用しながら、速やかに個別施設計画の策定を完了するようお願いする。その上で、計画の策定を通じて中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進していただくようお願いしたい。

12 福祉サービス第三者評価事業の推進について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

本事業については、平成 16 年より「福祉サービス第三者評価に関する指針について」に定める福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び福祉サービスごとの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたところ、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成 26 年 4

月 1 日付雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) により「指針」を全面改正しているところである。

救護施設における第三者評価事業については、利用者の地域移行や地域定着支援、生活困窮者への取組など、救護施設に求められている活動を適切に評価する観点から、平成 30 年 9 月に救護施設におけるガイドラインを策定し、「救護施設における第三者評価の実施について」(平成 30 年 9 月 20 日付社援発 0920 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知) により通知しているところである。

各都道府県におかれては、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止にも配慮しつつ、本事業がよりサービスの質の向上に資するよう、引き続き、事業の推進に努めていただきたい。

13 保護施設における会計検査院の指摘（指導員加算、看護師加算の算定誤り）

会計検査院の指摘によって加算等の返還となる事例が見られる。特に指導員加算など直接処遇職員を増配置する必要がある加算においては、加算分の職員については最低基準上の配置と同様、原則は常時勤務する者で確保することが必要であり、非常勤職員 1 人では加算の要件を満たさないことを改めて確認されたい。

第6 地方自治体の体制整備等について

1 生活保護のケースワーカーについて

生活保護担当のケースワーカーや査察指導員の人件費については、従前より地方交付税により措置されているところであるが、令和3年度予算案においては、直近の保護動向等を踏まえ、令和2年度と同じ配置数となる予定である。

地方自治体の福祉担当部局においては、地域の実情に応じて、ケースワーカーや査察指導員の必要な配置がなされるよう、関係部局との調整を図りたい。

(参考)

○ 地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数等（令和3年度案）

・ ケースワーカー

道府県 24人（対前年度±0人）

市町村 16人（対前年度±0人）

・ 査察指導員

道府県 4人（対前年度±0人）

市町村 3人（対前年度±0人）

※ 標準団体行政規模（道府県：町村部人口20万人、市町村：市部人口10万人）

2 地方自治体におけるシステム標準化について

現在、政府として、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化を推進しているところ。同計画においては、生活保護に係る業務支援システムについては、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成することとされている。

これを踏まえ、令和3年度に厚生労働省として、標準仕様書の作成のための調査研究事業を実施することとしている。標準仕様書の作成に当たっては、各自治体における業務の実情を詳細に把握することが必要であり、各自治体のご意見を伺いながら作業を進めていきたいと考えているので、御協力願いたい。

また、標準仕様書の作成にあたっては、業務改革（BPR）の徹底が前提とされており、業務効率化の取組を併せて行っていくこととしている。このため、令和2年度

第三次補正予算において、「生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業」として、自治体において、業務負担の軽減に向けたRPA（※）等のITの導入、業務のオンライン化等を試行的に実施していただき、その課題や効果を検証するための費用を計上している（定額補助）。この事業で業務効率化の効果が見られた取組については、標準仕様書の作成に当たって取り入れていくことを考えており、是非、積極的な事業実施をお願いしたい。なお、本事業については、繰越明許費としたうえで、今後、協議等を行うこととしているので、御留意いただきたい。

（※） Robotic Process Automation：ソフトウェアのロボットにより業務工程の自動化等を行う技術

第7 令和3年度の生活保護基準について

1 令和3年度の生活扶助基準について

生活扶助基準については、毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して改定を検討するとともに、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行っている。

令和3年度の生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案し、令和2年度と同額とすることとしている。

なお、次の生活保護基準検証に向け、令和3年度に社会保障審議会生活保護基準部会の再開を予定している。部会においては、「生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会」におけるとりまとめを踏まえた検証手法の検討や、級地の指定に係る検討などを予定している。

【検討会資料掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03895.html

2 その他の扶助・加算について

その他の扶助・加算のうち、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助（施設分べん）、生業扶助（技能修得費）、葬祭扶助等については、扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

ただし、他制度と連動して改定を行う加算等（重度障害者加算や医療特別手当に係る収入認定除外等）については、令和3年度に改定が行われないことから据え置くこととしたので、ご了承ください。

(参考) 令和3年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例(令和3年4月施行) ※変更無し

1. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	158,760	153,890	149,130	149,130	142,760	139,630
住宅扶助 (注2)	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	228,560	197,890	205,130	195,130	184,760	181,630
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注3)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(Ⅵ区の月額×5/12)、児童養育加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:福山市、2級地-1:熊谷市、2級地-2:荒尾市、3級地-1:柳川市、3級地-2:さぬき市とした場合の令和2年度における上限額の例である。

注3 就労収入が10万円の場合の例。

注4 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	77,980	74,690	70,630	70,630	67,740	66,300
住宅扶助 (注2)	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	131,680	108,690	113,630	105,630	99,740	98,300
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(Ⅵ区の月額×5/12)を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:福山市、2級地-1:熊谷市、2級地-2:荒尾市、3級地-1:柳川市、3級地-2:さぬき市とした場合の令和2年度における上限額の例である。

3. 高齢者夫婦世帯【68歳、65歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	121,480	117,450	113,750	113,750	108,810	106,350
住宅扶助 (注2)	64,000	41,000	52,000	42,000	38,000	38,000
合計	185,480	158,450	165,750	155,750	146,810	144,350
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(Ⅵ区の月額×5/12)を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:福山市、2級地-1:熊谷市、2級地-2:荒尾市、3級地-1:柳川市、3級地-2:さぬき市とした場合の令和2年度における上限額の例である。

4. 母子3人世帯【30歳、4歳、2歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	190,550	185,750	179,270	179,270	171,430	168,360
住宅扶助 (注2)	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	260,350	229,750	235,270	225,270	213,430	210,360
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注3)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(Ⅵ区の月額×5/12)、児童養育加算、母子加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:福山市、2級地-1:熊谷市、2級地-2:荒尾市、3級地-1:柳川市、3級地-2:さぬき市とした場合の令和2年度における上限額の例である。

注3 就労収入が10万円の場合の例。

注4 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

※現時点の案であり、今後変更があり得ることに留意が必要。

第8 生活保護関係予算について

1 生活保護費等負担金について

(1) 令和3年度予算案について

保護費負担金については、各扶助の給付実績を基に、直近の被保護人員の伸び率等を勘案して必要額を算出した上で、介護報酬改定等の影響を勘案し、2兆8,218億円を計上している。

令和2年度当初予算	令和2年度補正後予算	令和3年度予算案
2兆8,219億円	2兆7,793億円	2兆8,218億円

(2) 予算の適正な執行について

生活保護費等負担金は、予算の効率的な執行の観点から、当該年度中の直近実績に基づき算出された各地方自治体の所要見込額に基づき交付しているところである。

所要見込額調べの具体的な提出期限は追ってお知らせするが、これまでと同様に管内の保護動向等を注視し適切に所要額を算出していただくようお願いする。

(3) 生活保護費等負担金に係る適正な精算について

生活保護費等負担金の精算については、会計検査院の平成26年度決算検査報告において、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう処置要求されたところであり、これを受けて「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成22年10月6日社援保発1006第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を平成27年12月8日付けで改正し、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理等を適正に実施するよう周知徹底をお願いしているところである。

各地方自治体におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、返還金等の債権管理及び負担金の精算が適切に行われるよう引き続き徹底されたい。

また、生活保護費等負担金の精算は事業実績報告書により行っており、提出期限を翌年度の6月末日としているが、多くの自治体で提出が遅れているところである。実績報告書の確認作業は国、自治体双方で時間を要するため、精算事務に支障を来さないためにも提出期限を遵守していただくようお願いする。

2 生活保護関係事業について

(1) 令和3年度予算案について

生活保護関係事業について、令和3年度予算案において、被保護者就労支援事業や被保護者就労準備支援等事業、生活保護適正化等事業に必要な額を計上するとともに、新規・拡充を計上したところである。

- 【拡充】日常生活支援住居施設委託事務費（平年度化） 26.8 億円
- 【拡充】被保護者健康管理支援事業（平年度化） 35.1 億円
- 【新規】居住不安定者等居宅生活移行支援事業の実施 7.4 億円

また、令和2年度第三次補正予算において、保護施設における感染拡大防止対策にかかる支援、感染症拡大に伴う面接相談等体制の強化（以上、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金140億円の内数）、生活保護業務のデジタル化の推進4.8億円を計上し、生活保護制度の効率的かつ適正な実施を推進することとしている。

(2) 令和3年度の執行等について

生活保護関係事業の国庫補助協議に当たっては、個々の事業の必要性や効果等について十分に精査いただくとともに、生活保護関係事業と生活困窮者自立支援施策が連携することにより、事業の効果的、効率的な実施となるよう努めていただきたい。

なお、具体的には国庫補助協議の交付方針において別途お示しするので、ご承知おきいただきたい。

第9 生活保護関係調査等について

1 令和3年度生活保護関係調査の実施について

令和3年度に実施を予定している生活保護関係調査は、統計法に基づく一般統計調査として、「被保護者調査」「社会保障生計調査」の2つであり、次の一覧表(※)のとおりである。

なお、「医療扶助実態調査」については、令和3年度より、行政記録情報を活用した業務統計への移行を検討している。

※ 令和3年度生活保護関係調査一覧

統計法に基づく一般統計調査(定期実施:2本)

調査の名称		調査の周期・時期 ()は提出期限	調査の目的	調査事項	調査の対象(①) 調査の系統(②)	調査の方法
被保護者調査	月次調査	毎月 (翌月20日)	生活保護世帯の保護の受給状況等の把握	世帯数・世帯人員(保護の種類別、世帯類型別)、保護の開始・廃止の状況等	① 生活保護世帯の全数 ② 報告者(福祉事務所)※ 都道府県・指定都市・中核市 厚生労働省 ※ 一部の調査票は、報告者が都道府県・指定都市・中核市の本庁	オンライン調査 (生活保護業務データシステム)
	年次調査 (基礎・個別)	毎年7月末日 (毎年8月末日)		※月次では調査していない詳細事項を調査。 ◆世帯の状況 保護の状態(保護の開始・廃止年月日等)、保護の決定状況(最低生活費、収入認定額等)、扶助の種類(居宅・入院入所等)等 ◆世帯員の状況 性別、年齢、就労・就学状況、加算の状況、年金受給状況、障害・傷病の状況等		
社会保障生計調査		毎年4月から翌年3月までの1年間の毎月 (調査月の翌月末日)	生活保護世帯の家計上の収支状況等の把握	生活保護世帯の世帯状況、家計収支の状況、消費品目の種類等	① 生活保護世帯のうち約1,100世帯(抽出※) ※ 全国を地域別に10ブロックに分け、各ブロック毎に都道府県・指定都市・中核市のうち1~5か所を調査自治体として選定し、そこから調査世帯を抽出。 調査対象自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に交代。 ② 報告者(世帯) 福祉事務所 都道府県・指定都市・中核市 厚生労働省	調査員調査

※令和3年度より行政記録情報を活用した業務統計への移行を検討中(自治体から国へのレセ電データの提出が不要となる予定)

医療扶助実態調査	毎年7月 (毎年8月下旬)	生活保護法による医療扶助受給者の診療内容の把握	◆診療報酬明細書 性別、年齢、傷病名、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況等 ◆調剤報酬明細書 性別、年齢、処方箋受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況等	① 毎年6月基金審査分(4月・5月診療分)の診療・調剤報酬明細書のうち一般診療・歯科診療・調剤分のレセ電データの全数 ② 報告者(福祉事務所) 都道府県・指定都市・中核市 厚生労働省	郵送調査
----------	------------------	-------------------------	--	--	------

(1) 被保護者調査について

月次調査は毎月のデータを、年次調査（基礎調査・個別調査）は7月末日現在のデータを、それぞれの提出期限までに「生活保護業務データシステム」への登録によりご報告いただきたい。

ア 月次調査

既にお知らせしているとおり、日常生活支援住居施設の創設に伴い、令和3年度調査（令和3年4月分）より、月次調査第5表「保護施設・在所者（改正後：保護施設等・在所者）」の調査対象施設として「日常生活支援住居施設」を追加（※）することとしているので、本調査票の報告対象である都道府県・指定都市・中核市の本庁においては、漏れなくご報告いただくようお願いする。

※ 改正後：月別調査第5表「保護施設等・在所者」の調査票

令和 年 月分報告

	施設数	定員	入所者数(月中)		退所者数(月中)		月末現在員数				
			被保護者 (3)	その他 (4)	被保護者 (5)	その他 (6)	被保護者			その他 (10)	
							管内分 (7)	管外に委託分 (8)	計 (9)		
救護施設	公立(01)										
	私立(02)										
更生施設	公立(03)										
	私立(04)										
授産施設	施設授産	公立(05)									
		私立(06)									
	(再掲) 家庭授産	公立(07)									
		私立(08)									
宿所提供施設	公立(09)										
	私立(10)										
日常生活支援 住居施設	公立(11)										
	私立(12)										

イ 年次調査（基礎調査・個別調査）

基礎調査票のうち、第1～4表、第6表、第8表および第10表については、個別調査票の調査事項との重複排除の観点から、令和3年度より廃止とするので、御了知願いたい。

なお、この調査票の廃止に伴う「生活保護基幹事務システム（生活保護事務処理システム）」の改修は不要である。

(2) 社会保障生計調査について

調査月の翌月月末の提出期限までに、調査世帯より回収した調査票を郵送により提出いただくことになるので、令和3年度の調査対象自治体（※1）におかれては、調査関係業務についてご負担をお掛けするが、本調査の実施に御協力をお願いしたい。

なお、本調査の委託費に係る事務の流れについては、※3の図のとおりであるが、各都道府県（支出負担行為担当官）を経由する必要があることから、指定都市及び中核市が調査対象となっている自治体については、手続きに特に留意されたい。

また、令和4年度以降の社会保障生計調査の調査対象自治体については、基本的には平成27年2月にお示しした令和8年度分までの調査対象予定自治体（※1，※2）により実施する予定であるが、近年の中核市の増加に伴い別途調整を行うことを検討しているので、御了知願いたい。

※1 令和3，4年度社会保障生計調査の調査対象自治体

- 都道府県（14都道県）
北海道、東京都、宮城県、秋田県、新潟県、石川県、静岡県、滋賀県、島根県、香川県、高知県、福岡県、鹿児島県、沖縄県
- 指定都市（4市）
相模原市、大阪市、岡山市、熊本市
- 中核市（14市）
函館市、郡山市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川崎市、柏市、豊橋市、岡崎市、高槻市、豊中市、尼崎市、松江市、久留米市

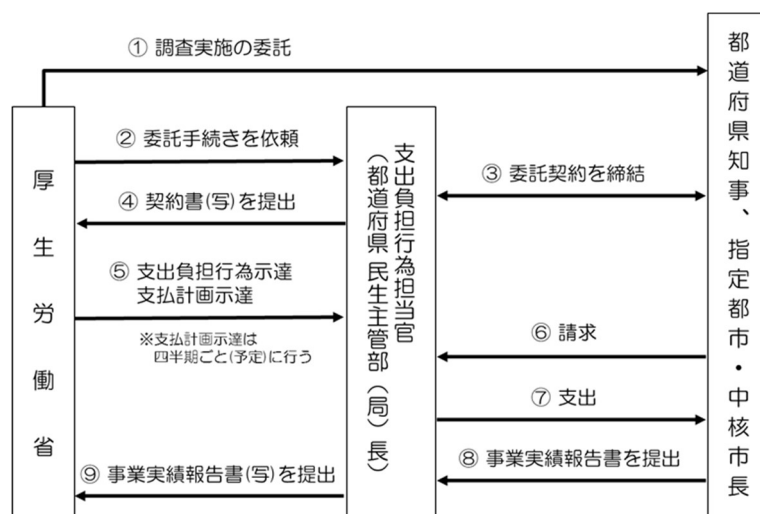
※2 令和5年度以降の社会保障生計調査の調査対象自治体（予定）

調査実施年度	調査対象自治体(予定)
令和5,6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県(10都道県) 北海道、東京都、福島県、富山県、長野県、兵庫県、鳥取県、徳島県、長崎県、大分県 ○ 指定都市(8市) さいたま市、千葉市、横浜市、静岡市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 ○ 中核市(13市) 旭川市、盛岡市、秋田市、横須賀市、金沢市、岐阜市、豊田市、西宮市、大津市、倉敷市、松山市、宮崎市、那覇市
令和7,8年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県(17都道府県) 北海道、東京都、青森県、茨城県、群馬県、千葉県、福井県、山梨県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、広島県、愛媛県、佐賀県、熊本県 ○ 指定都市(4市) 札幌市、仙台市、新潟市、浜松市 ○ 中核市(10市) いわき市、越谷市、八王子市、富山市、長野市、東大阪市、枚方市、和歌山市、福山市、長崎市

注1：北海道と東京都は毎年実施。

注2：調査客体世帯数については、調査対象自治体における直近の被保護世帯数の割合などを基に配分（各年度毎の調査依頼時に提示）。

※ 3 調査委託費に係る事務の概要



(3) 医療扶助実態調査について

令和3年度より、行政記録情報である「レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)」のデータを活用した集計方法への移行(業務統計化)を検討しているので、御了知願いたい。

なお、行政記録情報を用いることになった場合、各自治体においては、この調査に係るレセ電データの提出作業が不要となる予定である。

2 統計法及び提出期限の厳守について

上記の各調査は、統計法に基づいて国が実施する一般統計調査であること、また調査により知り得た情報は、その調査の統計を作成するためのみに用いられるものであり、その他の目的に用いたり(※)、第三者に見せたりすることは、統計法によって固く禁じられていることに改めて留意されたい。

※ 厚生労働省以外の者が各調査の調査票情報を利用して集計・分析を行いたい場合は、統計法第33条に基づき調査票情報の利用手続きを行う必要があることに留意されたい(利用手続きを行わず、例えば、被保護者調査の調査票情報を利用して、自県分を独自集計するといったことは認められていない。)

また、各調査は、各自治体関係者の御理解及び御協力によって実施されているところであるが、一部の自治体からの提出が遅れると、結果として、全体の集計業務に支障を来すこととなるため、提出期限の厳守について、引き続き御協力をお願いしたい。